

避難指示解除に関する有識者検証委員会
報 告 書

平成28年3月

目 次

はじめに	2
1. 目的	3
2. 委員構成と委員会概要	3
(1) 委員会構成	3
(2) 委員会概要	4
3. 検証結果	9
(1) 総括	9
(2) 平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題	10
(3) 個別項目における評価と課題のまとめ	12
①除染	12
②インフラ復旧	19
③生活環境整備	22
4. 項目ごとの現状とその評価	30
＜資料編＞（別冊）	
・委員会資料（第1回～第5回）	
・「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日）	

はじめに

浪江町は震災前、海と山、河川、大地等の自然に恵まれ、人々がのびのびと暮らす美しい町でした。平成23年3月11日に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故における放射性物質の流出事故により、全町避難を余儀なくされ、放射線量が高い地域が存在したまま、5年が経過し、家屋の損壊や田畑の荒廃が進むという事態に直面しています。

このような困難な状況下で、一日も早く元通りの浪江町を取り戻すのは、一朝一夕に可能なものではなく、いくつかの段階を経ていかなければなりません。その第一段階として、一日も早く故郷の地に帰りたいと願う町民の皆様のためにも、放射線量が低くなった地域には希望する町民が帰還できるよう、関係機関と一体となって、町の復旧と復興を進める必要があります。

「浪江町復興まちづくり計画」では、この考えのもと、その第一段階として、放射線量が低い地域を「浪江町全体の復興拠点」と位置づけて拠点整備の取組みを進め、町民が帰還できる環境をつくり、平成29年3月に当該地域の避難指示解除が実現することを目標にしています。

本委員会では、「浪江町全体の環境回復」を最終的な目標としつつ、町や関係機関だけでなく町民の皆様とともに、再生に着手することが可能となるよう、「浪江町復興まちづくり計画」に掲げられた項目についての進捗状況を客観的に評価・検証を行い、復興の加速に向けた必要な措置に関する助言等を行うことを目的として、6回にわたる会合を開催しました。この間、ご協力をいただきました皆様には心から感謝申し上げます。

本報告書が、国、県、東京電力ほかの関係機関に対し、帰還に向けた取組みへの助言等となるとともに、町民の皆様にとっての一つの判断材料となれば幸いです。

平成28年3月30日

避難指示解除に関する有識者検証委員会
委員長 吉岡 正彦

1. 目的

浪江町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故によって、全町民に避難指示が出された。その後、事故対応作業の進捗を踏まえ、平成25年4月1日に区域見直しを実施、それまで「警戒区域」「計画的避難区域」に指定されていた浪江町の各地区が、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3区域に再編された。その後、浪江町では復興計画（第一次）及び浪江町復興まちづくり計画を策定し、除染をはじめとしたインフラ復旧や生活関連サービスの回復など、帰還に向けて具体的な取組みが進められてきた。

こうした中で、浪江町復興計画（第一次）及び浪江町復興まちづくり計画で目標としている平成29年3月の避難指示解除について、同計画で目標としている項目を整理し、それぞれの項目に関する検証・評価を行うため、避難指示解除に関する有識者検証委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

本報告書は、現時点における避難指示解除に関する項目等の進捗を確認・評価するとともに、今後の取組みを加速すべき事項について提言をまとめるものである。

なお、報告後は、町民懇談会を実施するとともに、委員会の役割を第2次復興計画の策定委員会、除染検証委員会などに引継ぎ、避難指示解除に向けた取組みを加速させていくことを想定している。

2. 委員会構成と委員会概要

避難指示解除に関する有識者検証委員会の委員構成及びこれまでの検討状況を以下に示す。

（1）委員会構成

役職	氏名	役職等
委員長	吉岡 正彦	ふくしま自治研修センター総括支援アドバイザー兼教授
副委員長	間野 博	福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任研究員・県立広島大学名誉教授
委員	児玉 龍彦	東京大学アイソトープ総合センター長
委員	秋光 信佳	東京大学アイソトープ総合センター教授
委員	床次 眞司	弘前大学被ばく医療総合研究所教授

(2) 委員会概要

【第1回】委員会設置

(内容) 委員長・副委員長選出、設置の目的、検証・評価の進め方及び項目の整理



【第2回】検証・評価① ～除染～

(内容) 除染計画、除染廃棄物の処理、除染による放射線量の低下、自然環境の回復
(現地視察) 除染作業現場 (浪江小学校) 及び除染廃棄物仮置き場 (酒田地区)

(委員以外の参加者) ※敬称略

◆関係機関 (9名)

環境省福島環境再生本部 副本部長 小沢晴司

環境省福島環境再生事務所 浜通り北支所長 狩俣茂雄

環境省福島環境再生事務所 除染対策第一課 事業管理専門官 野口淳一郎

〃 〃 〃 阿部 毅

環境省福島環境再生事務所 減容化施設整備課長補佐 八巻孝幸

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

福島環境安全センター 環境動態研究グループ グループリーダー 飯島和毅

内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム 支援調整官 松井拓郎

復興庁 福島復興局 次長 紺野貴史

福島県 避難地域復興課 課長 守岡文浩

◆意見発表者 (町民5名)

権現堂区長会長 佐藤秀三、六地区区長会長 清水淳助、大堀地区区長会長 原

中正義、苅野地区区長会長 千田賀一、津島地区区長会長 高橋美雄



【第3回】検証・評価② ～インフラ復旧～

(内容) 道路・上下水道・電気・電話・ガスの復旧状況、役場、警察署、消防署の復旧、災害公営住宅の整備状況

(委員以外の参加者) ※敬称略

◆関係機関（14名）

内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム 支援調整官 松井拓郎
復興庁 福島復興局 次長 紺野貴史

環境省福島環境再生本部 副本部長 小沢晴司

〃 福島環境再生事務所 浜通り北支所長 狩俣茂雄

〃 〃 減容化施設整備課長補佐 八巻孝幸

〃 〃 放射能汚染廃棄物対策第一課 廃棄物対策官 山内真澄

福島県避難地域復興課 主幹 市川新吾

〃 相双建設事務所 主幹兼復旧・復興部長 青木隆直

〃 〃 主幹兼事業部長 半澤雅則

〃 相双農林事務所 企画部長兼地域農林企画課長 家久来克之

〃 〃 農村整備部主幹兼副部長兼大柿ダム管理事務所長 渡邊伸一

〃 〃 森林林業部 主任主査 飯村勝治

双葉地方広域市町村圏組合 参事兼環境衛生課長 新田和男

〃 〃 消防本部総務課長 渡辺敏行

◆意見発表者（町民7名）

旧平石小学校仮設住宅自治会長 天野淑子、石神第二仮設住宅自治会長 今野幸四郎、大野台第8仮設住宅自治会長 小松康二、なみえ絆いわき会長 大波大久、福島市なみえ会長 大江清一、なみえ相双会長 根岸淑子、郡山コスモス会長 牛来賢一



【第4回】検証・評価③～生活環境整備～

(内容) 教育施設・医療施設・福祉施設・商業施設等の復旧状況、生活関連サービスの復旧、事業再開

(委員以外の参加者) ※敬称略

◆関係機関(14名)

福島相双復興官民合同チーム 土橋秀義

農林水産省 東北農政局 地方参事官(各省調整) 川村文洋

〃 〃 地方参事官(震災復興) 上崎博資

〃 〃 農村振興部 農村環境課 課長補佐 三浦安正

〃 〃 〃 防災課長 諸岡弘文

〃 〃 〃 防災課 災害査定官 菊地藤利

〃 〃 南相馬地域直轄災害復旧事務所長 高橋寛

福島県避難地域復興課 課長 守岡文浩

〃 相双農林事務所 農村整備部主幹兼副部長

兼大柿ダム管理事務所長 渡邊伸一

〃 〃 双葉農業普及所 経営支援課長 山田英雄

〃 相馬港湾事務所 次長 猪狩倫

〃 〃 建設課 主査 樋口利男

請戸川土地改良区 業務課 課長 江畑立行

〃 管理課 課長 渡部康德

◆意見発表者(町民7名)

浪江町商工会長 原田雄一、相馬双葉漁業協同組合 請戸地区代表 高野一郎、
泉田川漁業協同組合事務局 原田良一、室原川・高瀬川漁業協同組合事務局 菅
野富美恵、大堀相馬焼協同組合事務局 五藤かおり、農業者代表 松本清人、福
祉事業者代表 NPO法人コーヒータイム理事長 橋本由利子



【第5回】検証・評価④ ～防災対策～

(内容) 地域防災計画の見直し、廃炉・汚染水の状況

(町内現地視察) 上水道取水施設 (谷津田取水場)

(委員以外の参加者) ※敬称略

◆関係機関 (11名)

内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム 支援調整官 松井拓郎

〃 原子力災害現地対策本部 企画官 込山誠一郎

〃 廃炉・汚染水対策現地事務所 参事官 木野正登

〃 原子力防災 専門官 岳川清美

原子力規制庁地域原子力規制総括調整官 (福島担当) 持丸康和

福島県避難地域復興課長 守岡文浩

〃 原子力安全対策課長 菅野信志

東京電力株式会社福島第一廃炉推進カンパニープロジェクト計画部長 白木洋也

〃 運営総括部リスクコミュニケーター 高儀省吾

〃 運営総括部安全総括グループマネージャー 高橋義則

〃 福島第一原子力発電所防災安全部

原子力防災グループマネージャー 柏千賀男

◆町民参加者 (8名)

川村博 (幾世橋)、石井絹江 (津島)、柴孝一 (請戸)、金澤文隆 (浪江)、戸川聡 (苧野)、近藤京子 (大堀)、朝田英洋 (浪江)、佐藤博美 (幾世橋)



【第6回】検証結果報告書とりまとめ

(議題) 報告書案の審議

(現地視察) 飯舘村再資源化施設、大柿ダム

(委員以外の参加者) ※敬称略

◆関係機関 (7名)

内閣府 原子力災害対策本部 被災者支援チーム 支援調整官 松井拓郎

復興庁 福島復興局 次長 紺野貴史

環境省 福島環境再生本部 副本部長 小沢晴司

〃 福島環境再生事務所 除染対策第一課 事業管理専門官 野口淳一郎
〃 〃 〃 阿部毅
〃 〃 放射能汚染廃棄物対策第一課 廃棄物対策官 山内真澄
福島県 避難地域復興課 課長 守岡文浩



3. 検証結果

(1) 総括

復興まちづくり計画に掲げられた「避難指示解除に向けて平成29年3月までに準備するもの」とされている項目の復旧・整備の進捗については、それぞれ概ね順調に進展していることが確認できた。

しかしながら、大半の項目について現在進行中であり、特に平成28年度中の各項目の取組みが重要な意味を持つことから、当該進捗を引き続き確認していく必要がある。

一方、避難指示解除想定時期である平成29年3月は、避難から6年が経過することとなり、一日も早く町へ帰りたと思う町民の方にとって、これ以上引き伸ばすことは、さらに心労と苦痛を与えることになってしまう。また、町民が居住し始め、それぞれの営みを再開することが、町全体の環境回復を実現する最善の方法と考えられるため、帰還困難区域を含む浪江町全体の再生に向けた取組みを加速させることが必要である。

そのため、平成29年3月の避難指示解除に向け、必要な環境が整った段階で、早期に特例宿泊や準備宿泊を実施できるよう、関係機関が総力を挙げ、必要な取組みを加速させるべきである。

ただし、町民の安心した帰還開始後の生活を確保するため、安易な妥協はすることなく、必要な生活環境を確実に整備することが重要である。

そのため当委員会では、復興まちづくり計画に掲げる目標及び最新の住民意向調査における町民が帰還する条件とするニーズの高い項目、また、国の避難指示解除の要件(※1)、などを踏まえ、帰還想定時期である平成29年3月に避難指示を解除するためにすでに解決している課題を除いた最低限必要な取組みを、後述の(2)の「平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題」として列挙し、早急に解決すべき課題をまとめた。(※2)

また、(3)の「個別項目における評価と課題のまとめ」の項では、今後長期にわたる浪江町の「真の帰町」、「真の復興」の実現に向けて、必要な取組みを列挙した。

(※1) 避難指示解除の要件(「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日 原子力災害対策本部より))

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

(※2) 平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題については、(3)の項において、下線を付している。

(2) 平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題

除染

1 居住エリアの除染の実施

避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、最低でも町民の居住エリアの除染を一巡させること。また、帰還に向けた準備宿泊の実施時点においては、そのうち、大部分で除染を一巡させること。そのうえで、20ミリシーベルト以下のなるべく低い年間被ばく線量となることを確認すること。あわせて、生活環境への影響の大きい住宅周辺の森林の除染について、実態に即した対応を検討すること。また、学校や通学路など、子どもの生活エリアについても徹底した除染を行うこと。

2 追加的な除染等の実施

再汚染や取り残しなど除染の効果が維持されていない箇所を確認し、帰還意向の町民の安心が確保されない場合には、個々の現場の状況に応じて、追加的な除染等を実施すること。

3 長期目標1ミリシーベルトに向けた継続的取り組み

浪江町の長期的な目標である、1ミリシーベルト以下の年間追加被ばく線量を目指し、国・県・町が一体となって、除染等による線量低減の取り組みの継続を確実に確認すること。

4 帰還困難区域の除染計画の策定

国の関係機関に対し、帰還困難区域の除染計画を一刻も早く策定することを強く要請すること。

帰還困難区域内の復興拠点を定め、当該拠点及び道路、水路等、必要な生活インフラの除染を早急かつ集中的に行うため、国・県・町が一体となって、拠点整備計画と除染計画の策定に着手すること。

5 廃棄物の減容化の検討

廃棄物仮置場の早期解消に資する取り組みとなり得る、焼却施設・リサイクル施設による廃棄物の減容化について検討すること。

6 上水道の確実な復旧

上水道について、応急復旧・仮復旧も含め、帰還要望のある町民の居住エリアを優先的に整備すること。

7 下水道の確実な復旧

下水道について、応急復旧・仮復旧も含め、帰還要望のある町民の居住エリアを優先的に復旧すること。

8 JR常磐線の全線復旧に向けた継続的取り組み

JR常磐線の早期開通を国に求めること。

インフラ復旧

9 医療施設及び医療従事者の確保

町内に整備する浪江町診療所について、国・県・町が一体となって、医師等の医療従事者を確実に確保すること。

10 介護サービスの段階的環境整備

民間事業者が本来のサービス提供が可能となるまでの事業運営について、国・県・町一体となって運営をサポートすること。

11 買い物ができる環境の整備

仮設商業施設を整備し、運営を開始すること。

12 事業者再開支援

町内での再開を目指す事業者を後押しする、経営安定化に向けた支援策の構築を国県等、関係機関に対して求めること。

13 郵便再開

浪江郵便局を始めとする郵便局の再開や、町内で集配を再開していない地域の速やかな再開を関係者に対して要請すること。

14 原子力災害に対応した安全確保体制の整備

国（内閣府、原子力規制庁等）が中心となり、県、町、原子力事業者と連携しながら、廃炉作業中のダスト飛散等の事態が発生した際、適切に判断・対応できる通報内容の検討や確実な連絡体制の整備をすること。また、町民の安全と安心を担保できるよう、浪江町地域防災計画の見直しを確実に進めること。

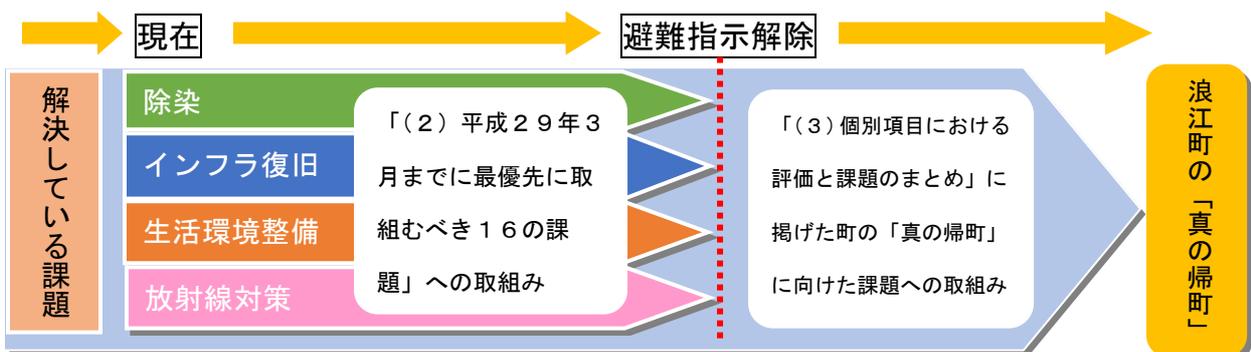
15 モニタリング体制整備

個人線量測定（外部被ばく・内部被ばく）、食品の放射能濃度測定、上水道の24時間放射能濃度測定、町内の空間線量の測定等、住民の生活に密接に関連する分野で万全のモニタリング体制を整備すること。

16 放射線相談窓口の設置

帰還する町民の放射線に対する不安を出来る限り軽減するため、放射線相談員制度等を活用した、きめ細やかに対応する相談体制を構築すること。

【課題への取組みイメージ】



(3) 個別項目における評価と課題のまとめ

①除染

1) 進捗状況

・避難指示解除準備区域及び居住制限区域は、平成28年度内の完了を目途に除染等の措置を実施するとの目標が示された。

・一方、現時点において、除染が一巡している、または、ほぼ完了しているのは、4期に分けられている除染等工事の3期目までであり、除染が予定されている34行政区のうち、9行政区にとどまる。

・4期目の工事が、現在集中的に行われていることは確認できたが、平成28年度中に完了という全体の目標のもと、町の復興を先へ進めるために、行政区毎の具体的な除染完了スケジュールを町と国で共有しつつ、加速していくことが重要。

・平成29年3月に帰還することを目標とするなら、その前に実施される必要のある、準備宿泊(※)の時点で、避難指示解除準備区域及び居住制限区域は、町民の居住エリアのうち大部分で確実に除染が一巡しているべきである。

・避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、最低でも町民の居住エリアの除染を一巡させること。また、帰還に向けた準備宿泊の実施時点においては、そのうち、大部分で除染を一巡させるという目標を明確にした上で、それに対応する除染スケジュールを早急に策定するべきである。除染スケジュールの策定と公開は、町民自身が、浪江町に帰還できるか否かをそれぞれの視点で検討するために必要不可欠な、最初の要素であり早急な策定を提言する。

・当該除染スケジュールを策定した上で、スケジュールに則った、着実な除染の実施は帰還に向けた最優先事項。

・除染が一巡した段階で、20ミリシーベルト/年以下のなるべく低い年間被ばく線量となることを確認すること。ただし、20ミリシーベルト/年という年間積算線量は、あくまで国が定める避難指示解除の要件であることから、浪江町の長期的な目標である、1ミリシーベルト/年以下の追加被ばく線量を目指し、国・県・町が一体となって、除染等の線量低減の取組みを継続すること(②で再掲)。

(※) 準備宿泊：避難指示の解除後、ふるさとでの生活を円滑に再開するための準備作業を進めやすくするため、本来、避難指示区域内で禁止されている自宅等での宿泊を特例的に可能にするもの。

2) 長期目標の設定

・浪江町は、町内全域の追加被ばく線量が長期的に1ミリシーベルト／年以下を実現するまで除染や線量低減の取組みを継続することを目標としている。しかしながら、この達成には、国、県、町の密接な協力関係を前提とした不断の努力が長期間求められる。

・本目標を達成するため、除染一巡直後の追加除染、半年程度の間隔を空けて定期的に行う事後モニタリング、その結果を踏まえたフォローアップ除染等の措置を、行政機関と町民が一体となり実施する必要がある。再汚染や取り残しなど除染の効果が維持されていない箇所を確認し、帰還意向の町民の安心が確保されない場合には、帰還に向けた準備期間中は当然のこと、帰還が実現した後も、継続的に、個々の現場の状況に応じて実施することが必要。

・また、準備宿泊等を含め、町民が町内に滞在することで見つかった新たな問題点や不安な事柄について、国が重点的に対応していくことが必要。

・平成28年度に、新たに「除染検証委員会」を立ち上げ、除染の進捗状況、除染後の空間線量率、除染効果の検証を行う予定となっている。「除染検証委員会」は、避難指示解除が実現できた後であっても、長期的に1ミリシーベルト／年以下の追加被ばく線量を達成するために存続させ、その時点での環境回復の進展度や、線量低減措置の妥当性について検証を行っていくべきである。当該委員会における検証内容は常に町民に対して公開し、目標達成の程度を自分自身で確認できるようにすべきである。この検証の場は、詳細かつ客観的データを基本とすべきことから、国、県等の関係機関に対して適切な情報を速やかに提供するよう要請すべき。また、廃棄物仮置場の早期解消に資する取組みとなり得る、焼却施設・リサイクル施設による廃棄物の減容化についても検討することで、町の環境回復を加速することが望まれる。

・特に、町民の判断の前提となる情報の提供は不可欠。減衰マップの提供や、除染実施後の線量低減の数値の提供を、除染検証委員会に対して行うと同時に、町民に対して定期的に実施すること。

3) 除染手法・評価

・既に除染が一巡している、酒田、高瀬、立野下における除染結果等をベースに検証を進めた結果、以下の点が明らかとなった。

i) 宅地

・宅地、庭の除染については、除草、堆積物の除去、ブラッシング、ふき取り、枝払い、高圧水洗浄、除草、芝刈り、表土等の除去等の措置により、59パーセントの空間線量率低減が達成された。除染の手法には一定の効果があると評価できる。

・他方、地上1mの空間線量率測定では必ずしも反映されない場所について、きめ細やかな測定と追加的な除染を行う必要性がある。たとえば、セメント瓦、雨樋、石の塀等について、除染が必ずしも十分ではないとの、町民からの指摘が委員会が出された。町民の安全と安心を確保するため、除染作業中さらに終了後の町民とのコミュニケーションを密にし、除染結果を詳細に報告すると同時に、除染効果が維持されていない地点について、個々の現場の状況に応じ、追加的な除染を行う必要がある。

・あわせて、生活環境への影響の大きい住宅周辺の森林の除染について、実態に即した対応を検討する必要がある。

ii) 農地

・農地の除染については、除草、堆積物の除去に加え、土壌の放射能濃度が5千ベクレル/キログラム以上の地域(※1)については、表土を5cm剥ぎ取ることで、5千ベクレル/キログラム未満の地域は反転耕(※2)、深耕(※3)の措置を行うことで、平均70%の空間線量の低減が達成された。

(※1) 稲の作付制限対象区域設定の際の判断基準を放射性セシウム濃度1キログラム当たり5千ベクレル以下としている(「農地土壌の放射性物質除去技術(除染技術)について」(平成23年9月14日 農林水産省)、「農地の除染の適切な方法等の公表について」(平成23年9月30日原子力災害対策本部))

(※2) プラウ(耕うん作業等で使用する農器具)を使用し、汚染された表層の土を下層に、下層の汚染のない土壌を表層に置くように土壌を反転させる。反転耕の耕深は30センチメートルを基本とする。ただし、礫が含まれる層等、作土として不適切な土壌が上に来る場合は、十分な除染効果が得られることを確認した上で、耕深を浅く設定する。(環境省HP)

(※3) 土を深く耕すこと(環境省HP)

・一方、今回の検証では、空間線量の低減は確認できたものの、土壌の放射能濃度の低減については確認することができなかった。反転耕、深耕等の措置では、土壌の放射能濃度自体は変化がないことから、安心を確保した農業の再開に結び付かないのではないかと、という懸念が示された。

・さらに、浪江町の農地は、東日本大震災の発生当時、既に耕うんを実施していた場合、放射性物質の浸透が5センチメートル以上到達している可能性が高く、現状の剥ぎ取りのみでは除染が不十分なケースがある。したがって、町民が要請した場合、個々の現場の状況に応じた除染と線量計測を行う必要がある。

・上記検証を踏まえ、短期的には以下の2点の徹底が求められる。

①空間線量だけではなく、農地の土壌の放射能濃度の測定と地権者に対する情報共有の徹底。その際には地権者の希望に沿った範囲の放射能濃度の測定を行うこと。

②上記①を踏まえた上で、地権者の希望を優先し、追加除染の必要がある場合には個々の現場の状況に応じて実施すること。

・他方、長い時間をかけて育ててきた農地の土をいたずらに剥がし、単に山砂を入れて空間線量を低減させる措置では、営農再開につながらない。よって、農地を極力傷めず、作物の栽培条件を維持するために必要な措置を検討する必要がある。たとえば、除染した土を再度農地で活用することができるよう、リサイクル技術などの手法を確立していくことにより、農家が帰還する環境を整備することができると思う。国、県、町としての具体的取組が求められる。

・さらに、農地の水源は大柿ダムであり、営農再開を目指す方が安心して、農業用水を使える環境を整えることが重要。

・大柿ダムの底質（湖底の堆積土）から採取された放射性セシウムの濃度は、場所によって数値は変わるものの、3千～32万ベクレル／キロと非常に高い数値を示した。他方、水質調査を行ったところ、貯水池内の放射性セシウムの濃度は常に2ベクレル／リットルであり、同じく流出水の濃度は、平成25年9月に台風18号が接近した際を除いて、常に10ベクレル／リットル以下（※）となっている。

（※）飲料水基準値

・以上の点から、農業に直接影響する流出水の放射能濃度レベルに、現時点では大きな問題はないものの、依然として高濃度の堆積物が湖底に存在している事実は変わらず、

安心して農業を再開できる状況にあるとはいえない。

・よって、まずは、大柿ダムの水を24時間監視するモニタリングシステムの導入が喫緊の課題である。1度とはいえ、飲料水基準値以上の流出水が発生した事実を重くとらえ、常時モニタリングを行うとともに、飲料水基準値以上の数値が観測された場合には、即座に周知できるシステムの構築と導入を行うべきである。

・また、農地における土壌と同様、湖底に堆積している土をリサイクルして活用する技術の確立を急ぐべきである。これを活用し、底質を吸い上げて活用することで抜本的な解決をはかるべきである。

iii) 森林

・森林の除染については、林縁（生活圏との境）から20メートル程度の森林を除染範囲として、下草、落葉の除去、及び、枝打ち（常緑針葉樹のみ）の措置を行うことで、平均23パーセントの空間線量低減が達成された。

・宅地、農地と比べ、線量を大幅に低下させるための方法が確立されているとは言い難く、今後、相当の年月をかけて除染を進めていく必要がある。

・現在、林縁から20メートル程度の森林までのみ除染範囲とされているが、浪江町は町土の約7割が森林であり、これらの線量低減をはかり、環境回復をはかることが、「オール浪江」としての復興につながる。時間がかかるとしても、必要な調査研究を行った上で、森林全域について適正な線量低減の取組みが実施される必要があり、国に着実な実施を求めていくべきである。

iv) 今後の検証方法

・平成28年度に、新たに「除染検証委員会」を立ち上げ、除染の進捗状況、除染後の空間線量率、除染効果の検証を行う予定となっており、町民参加の上、適切に検証作業が行われることが必要。

・また、避難指示解除が実現できた後であっても、長期的に1ミリシーベルト／年以下の追加被ばく線量を達成するため、「除染検証委員会」を継続し、その時点での環境回復の進展度や、線量低減措置の妥当性について検証を行っていくべきである。当該委員会における検証内容は常に町民に対して公開し、目標達成の程度を自分自身で確認できるようにすべき。

・「除染検証委員会」は、詳細かつ客観的データを基本とすべきことから、国、県等の関係機関に対して適切な情報を速やかに提供するよう要請すべき。

4) 帰還困難区域の除染

・本検証の前提となっている、「浪江町まちづくり計画」では、帰町の第一ステージとして、放射線量の比較的低い地域の復旧をまずは進め、平成29年3月までに帰還開始することを目標としつつも、当該地域を復興の足掛かりとして、徐々に浪江町全域の復旧・復興を進め、「オール浪江」としての帰町を果たすことを最大の目標としている。

・したがって、避難指示解除準備区域(※)、及び、居住制限区域(※)だけを除染対象とするのではなく、帰還困難区域(※)の除染の開始が急務である。現状、帰還困難区域については、除染計画が未策定の状況であることは大変遺憾である。

(※) 避難指示解除準備区域・・・避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。

(※) 居住制限区域・・・避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認された地域。同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。

(※) 帰還困難区域・・・避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルトを超える地域。

・帰還困難区域の町民にとって、除染計画が策定されていない状況は、帰還の道筋が見えず、将来にわたって自分のふるさとがどのように扱われるのか、自分たちはふるさとに戻れるのか、何の指標もない暗闇にいる状態に等しい。このような状態に町民が事故後5年間耐えなければならない現状に大きな問題がある。

・さらに、農業用水を供給する大柿ダムや、主要な水源は帰還困難区域に存在することから、この区域の除染の道筋を示さずに、浪江町の復興は考えにくい。

・環境省が平成25年から平成26年まで実施した、帰還困難区域におけるモデル除染の結果を検証すると、除染した直後に約6割程度、その後1年半程度の期間を置くと、さらに3割程度の放射線量低減が確認された。よって、早期に除染を始めることにより、帰還に向けた準備を整えることのできる可能性が高まると考えられる。

・現状、政府は、「長期間、帰還が困難であることが予想される区域」として帰還困難区域を設定し、「事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれ」があるとし、「同区域においては、将来にわたって居住を制限することを原則とし、線引きは少なくとも事故後6年間は固定することとする」としている。他方で、「放射線量の低減を踏まえた復興拠点となる地域について避難指示区域の見直し等を早急に検討していく」「復興拠点における個別の除染及び廃棄物処理を含む復旧・復興の取組については（中略）実施する」という方針が示されており、町の復興拠点として位置づけることで、除染を進めることが可能な状況となっている。また、環境省からは、当委員会において、除染計画の策定は、復興計画やまちづくりのビジョンと調和させながら進めていきたいという回答を得ている。（すでに、常磐道、国道114号、墓地、北部衛生センター、大柿ダム、県道浪江三春線（浪江町～葛尾村）等は除染済み）

・したがって、国の関係機関に対し、帰還困難区域の除染計画を一刻も早く策定することを、浪江町として強く要請すべきである。

・また、帰還困難区域内の復興拠点を定め、当該拠点及び道路、水路等、必要な生活インフラの除染を早急にかつ集中的に行うため、国・県・町が一体となって、拠点整備計画と除染計画の策定に着手すること。その際、基幹道路として、県道34、35、253号、国道399、459号等の幹線道路の除染についても検討を進めること。

②インフラ復旧

1) 上水道復旧・整備

・上水道の枝管を含めた最終的な完成は、下水道完成が予定される平成30年3月以降となることが懸念される。上水道の復旧は、数多いインフラの中でも最優先に考えるべき事項。町民が帰還するためには、準備宿泊等のステップを踏む必要があるが早期の帰還要望をもつ町民が準備宿泊等に参加する可能性が高いことを踏まえ、帰還要望のある町民の居住するエリアの上水道を、応急措置の導入も含めて優先的に整備し、町民が安心して帰還できる環境を示していくことが極めて重要。

・検証委員会でも、町民の方から、帰還に向けた課題として飲み水への不安が挙げられた。浪江町の飲み水はすべて井戸水を使用しているが、雨水や河川水からの放射性物質の混入を監視できるよう、濁度の24時間モニタリングを実施している。まずは、こうした取組み・飲料水の安全な供給体制について、町民の方に現場を視察してもらう等しっかりと安全性の周知を行うことが重要である。その上で、上水道から配水される水の放射能濃度を、24時間監視するモニタリングシステムを浪江町の取水場に導入すべき。国・県・町で協力し、早期に導入できるよう計画を策定し、平成29年3月時点では稼働しているように作業を急ぐべきである。

2) 下水道復旧・整備

・権現堂地区における下水道計画が平成29年3月までに完成予定である一方、川添、樋渡地区の復旧は、平成30年3月までとされており、避難指示解除予定時期に整備が完了しない現状の計画に強い懸念がある。

・町民が帰還するためには、準備宿泊等のステップを踏む必要があるが、早期の帰還要望をもつ町民が準備宿泊等に参加する可能性が高いことを踏まえ、帰還要望のある町民の居住するエリアの下水道を、応急措置の導入も含めて優先的に整備し、町民が安心して帰還できる環境を示していくことが極めて重要。

3) JR常磐線の早期開通

・JR常磐線の小高～浪江間の開通は平成29年3月を目標に工事が進められており、これにより、浪江から仙台までの北の区間が全線開通する予定。富岡駅以南については、

平成30年3月までに開通する予定となっている。

・浪江～富岡間については、これまで開通時期が明らかとなっていなかったが、平成28年3月10日にJR及び国土交通省から、平成31年度末までの開通を目指すとの発表があった。

・これにより、JR常磐線が全線開通する見通しが立ったが、浪江からいわき方面行きの常磐線は、関東方面に向けた唯一の路線であり、最も利用量が多い。町外に避難している浪江町民との交流を継続し、帰町に向けた利便性を確保するためにも、JRの早期開通は重要な復旧工事。国、県、関係機関の総力をあげた工事の加速化を引き続き要請すべき。

・浪江町の玄関として、駅前の賑わいを取り戻すためにも、JRの早期開通を国に対して求め、復旧スケジュールを町民に示せるよう働きかけるべき。駅前の振興策については、中心市街地活性化の観点から長期的に国の支援が必要。

4) 交流・情報発信拠点

・浪江町では、原発事故により全町避難を余儀なくされ、従前のコミュニティが失われてしまった。平成29年3月の避難指示解除に向け、帰還した人、避難先と行き来する人、時々帰宅する人など、様々な居住形態が想定され、こうした町民同士が交流・情報交換できる集いの場として「交流・情報発信拠点」施設の整備が検討されている。

・平成27年度は、町民が中心となった検討委員会において基本計画が策定される見通しであり、その中で、浪江町の自然、歴史、文化、復興の歩みなどを発信することで、町内外の人に町に来てもらうためのゲートウェイとして機能し、人々が集まり、町の賑わいや復興につなげる重要な施設としての考え方が示されている。

・また、震災・原発事故の経験から、防災機能を兼ね備え、災害時の避難や活動の拠点としての機能を発揮することも期待されている。

・以上のように、この「交流・情報発信拠点」は、賑わい創出の機能、防災機能を発揮する施設として、道の駅の整備手法を活用することが想定されている。通常の道の駅では、地場産品の直売なども魅力の一つであり、本施設においても、浪江町の豊かな農林水産物を積極的に発信し、営農再開、漁業再開を後押しするような魅力ある施設とする

ことが重要である。

・整備箇所としては、浪江町役場の位置する、国道6号と国道114号の交差点付近（知命寺）を予定。一方、国道114号の第2期拡幅工事の測量設計が実施されており、平成27年度までに完了し、平成28年度には用地買収に取り掛かることになっている。双方の計画、工程管理に関し、実施主体である国、県、町の緊密な調整が必要であり、これにより着実かつ早急に整備を進めるべき。

・「交流・情報発信拠点」と町役場のアクセスも確保し、面的な整備が行われるよう留意する必要がある。

③生活環境整備

1) 産業創出

・国が主導している、「イノベーション・コースト構想」の中に、浪江町の産業集積につながる事業として期待している、CLT（※）工場やロボット研究（農業、防災等）を位置付けていくためには、国等の様々な機関に具体的な提案を町側から行い、国等に対応を強く求めていく必要がある。

（※）CLT= Cross Laminated Timber（クロス・ラミネイティド・ティンバー）の略で、ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した厚型パネルのことを呼びます。

・浪江町は帰還困難区域が町土の約8割を占め、そのほとんどが森林であるという現状を踏まえ、その環境回復を最大の目標としながら、森林を活用した新しい産業を創り出していくという構想が必要。

・たとえば、森林の伐採を行いつつ、50年程度の期間をかけて植林し、伐採した木材は、セシウムを排出しないバイオマス発電に活用しつつ、土地の除染を進めていくという技術開発を行う拠点となる可能性がある。

・また、森林や大柿ダムの底質等の放射能濃度を、食品基準と同様の100ベクレル／キログラム以下まで低減させ、資材としてリサイクルし活用することが事業化できれば、浪江の状況を活用した産業とすることができる。

・これらの視点を再考し、町民との対話の中で必要性が高いと合意できる事業については、国、県と協力しつつ、実現に向けた財源等の調整を実施し、新しい産業として確立していくべき。

・これらのビジョンを、来年度予定されている、浪江町の第2次復興計画策定の中で明確に位置付けるべき。

2) 農業再開（一部再掲）

・米については、平成26年度から、除染が完了した酒田地区において、震災後初の安全確認のための実証栽培が行われ、すべて食品基準値の放射性セシウム100ベクレル

／キログラム以下の測定結果を達成した。このため、平成27年度から販売を目的とした実証栽培を実施し、全量検査を行った結果、放射性セシウムの基準値を下回ったため、一般への販売を行った、との報告があった。全量検査を含むこれらの取組みを継続することが重要。

・野菜については、摂取・出荷制限品目が存在するものの、これまで制限解除のための事前試験を段階的に実施してきたところ、今後、ほ場の数を増やし、制限解除のための本試験を行うとの報告があった。また、非制限品目の大根については、市場出荷を果たしたという報告も受けており、これらの取組みを継続することが重要。

・新たな農業への展開への取組として、風評への影響を受けにくい花卉の実証栽培を実施している旨の報告があった。トルコギキョウ、カンパニュラ等の周年栽培と、リンドウ栽培の実証を行ったところ、市場で評価される品質の花が栽培可能なことが明らかとなり、首都圏への市場出荷も果たしており、高評価を受けている報告があった。現在、浪江町が取り組んでいる、「花卉研究会」において、花卉を活用した新しい産業化に向けたビジョン策定は、今後のまちづくりにとって重要な意味を持つところ。第2次浪江町復興計画への明確な位置づけ等、行政機関と町民が一体となった取組を継続することが重要。

・農業再開に向け、解決すべき最重要課題は、水源である大柿ダムから配水される農業用水が安全・安心な環境下で使えるように復旧を進めることである。農業用水路の開渠区間のうち、放射性物質の流入の恐れがある箇所については、国に対して暗渠化を求めていく。

・大柿ダムの底質（湖底の堆積土）から採取された放射性セシウムの濃度は、場所によって数値は変わるものの、3千～32万ベクレル／キロと非常に高い数値を示した。他方、水質調査を行ったところ、貯水池内の放射性セシウムの濃度は常に2ベクレル／リットルであり、同じく流出水の濃度は、平成25年9月に台風18号が接近した際を除いて、常に10ベクレル／リットル以下（※）となっている。

（※）飲料水基準値

・以上の点から、農業に直接影響する、ダムからの流出水の放射能濃度レベルに、現時点では大きな問題はないものの、依然として高濃度の堆積物が湖底に存在している事実是不変わらず、安心して農業を再開できる状況にあるとはいえない。

・よって、まずは、大柿ダムの水を24時間監視するモニタリングシステムの導入が喫緊の課題である。1度とはいえ、飲料水基準値以上の流出水が発生した事実を重くとらえ、常時モニタリングを行うとともに、飲料水基準値以上の数値が観測された場合には、即座に周知できるシステムの構築と導入が課題である。国の支援策等を活用して、早急に上記仕様のシステムを導入すべき。

3) 水産業再開

・現状、福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内での試験操業が自粛されている現状を踏まえれば、消費者の安全・安心を確保するための体制づくりが急務。

・請戸漁場のモニタリング調査を平成26年11月から平成27年3月まで実施してきたが、シロメバルとババガレイを除いて、25ベクレル/キログラムを超過する魚種は出現しなかった(シロメバルは12匹中1匹が50ベクレル超、7匹が25ベクレル超。ババガレイは4匹中2匹が25ベクレル超50ベクレル未満)。

・国の定める食品の放射能濃度の基準値が100ベクレル/キログラムであることから、当該漁場における安全性は確保されていると考えることが妥当である。

・他方、市場からの信認を得るための「安心」を確保するためには、現状行っているサンプリング調査のみでは十分ではなく、漁獲した魚の全量について非破壊検査を実施し、そのプロセスを市場に向けて積極的に発信する取組みを継続的に行うことが必要。

・そのため、食品衛生管理の国際基準であるHACCP(※)の内容に準じた荷捌施設の整備を目標とし、その中に非破壊型の全量検査システムを導入することが、市場からの信認を受けるために効果的な手段である。現在、荷捌施設の設計が行われ、平成29年度には着工になる予定との報告があったが、上記の視点を入れた設計を実施すべき。

(※) Hazard Analysis and Critical Control Point
HACCPとは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析(Hazard Analysis)し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点(Critical Control Point)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。
この手法は国連の国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)の合同機関である食品規格(コ

ーデックス) 委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。(厚生労働省HP)

- ・実施に必要な支援を受けるため、国や県、漁業協同組合連合会等に対し、世界に対して発信しうる漁港の整備を強く要望すべき。
- ・請戸漁港の護岸工事、防波堤工事等は計画通り進んでおり、大半は平成27年度末までに完成予定。工程に即した着実な実施が必要。
- ・漁業の再生のために、新たな販路開拓も必要となる。復興拠点等の町内の施設において、請戸漁港でとれた魚を販売する施設や、とれた魚を利用した食事を提供する施設の設置を検討すべき。

4) 住宅整備

- ・津波被害を受けた町民は、従前に居住していた地域が、災害危険区域に指定されているため、現時点では住居を再建設することができない。また、原子力災害によって避難中の町民の住宅は、事故後5年が経過し、荒廃度合いが大きく、再建が困難。さらに、帰還困難区域の町民は自宅に戻れる目途がたっていない。
- ・この状況を踏まえ、帰還要望をもつ町民の住環境を整備するため、災害公営住宅を必要数整備することや、町内に立地していた雇用促進住宅の利活用などの取組みを加速させる必要がある。
- ・災害公営住宅を早期に一定数確保することは重要であるが、帰還を促す際に、自宅のリフォームや再建を促進するための政策的な支援が必要。住宅を個人資産という側面だけでとらえるのではなく、町を構成する公共財としてとらえ、支援策を構築すべき。町としての整備の見通しの明確化と、新しい政策の構築を期待する。
- ・また、帰還に向けて、自宅の清掃、修繕等を行う場合、自宅の荒廃度合いが大きいため、即座に宿泊することが困難。こうした現状に鑑み、宿泊して自宅の片付け等の作業を実施したい方のために、一時宿泊施設を整備し、提供する必要がある。

5) 買い物・交流の場の確保

・町民が通常の生活を営むため、食品、医薬品、生活用品を容易に調達できる店舗の整備が必要。現状、浪江町で再開している小売店は、コンビニエンスストア1軒であることを踏まえ、今後、準備宿泊等のプロセスが始まるまでに、最低限必要な買い物の場を公設で設置することが必要。中小企業基盤整備機構が提供する仮設店舗整備支援を活用しつつ、速成できる商店街の整備を目指すべき。

・さらに、帰還する町民、除染等作業員に提供するため、食堂や喫茶店等を整備し、食事を提供するとともに、町民や、浪江町に関係する人々の交流の場とすることが、人々の新しい絆を組成することとなる。仮設店舗と一体で整備すべき。

・また、町民の交流の場として、町内に「交流・情報発信拠点」を整備する検討が進められており、本年度、町民を中心とした検討委員会が発足し、基本計画が策定される見通し。

・本施設については、商業施設等も兼ね備えた、帰還した町民の方にとっての生活の拠点としての機能や、町民同士が交流・情報交換ができる集いの場として機能を有する多機能型の施設として早期整備に向けた取組みが必要である。

6) 事業者再開支援

・町内で再開を目指す事業者を後押しできるよう、施設・設備等の復旧・賃貸に関する経費の補助制度、事業の継続・再開のための低利融資制度、光熱費等の事業運営費用に対する補助制度等、適切な支援策の構築を積極的に国、県等関係機関に求めていくべき。

7) 郵便

・町民や事業者が町へ戻るにあたり、郵便局の営業再開や、郵便集配の再開が課題。浪江郵便局を始めとする郵便局の再開や、町内で集配を再開していない地域の速やかな再開を関係者に対して要請する必要がある。

8) 生活交通の整備

・浪江町では、震災以前、町が運営する町営バスが存在。町に帰還する高齢の方のニー

ズを考えれば、同種のサービスが提供できるよう作業を加速すべき。生活交通の整備に代表される公共サービスは、帰還する人数が固まってから決めるものではなく、町民の帰還に備えて予め整備するもの。町外との連絡バス、町内巡回バス、スクールバス、福祉バス、福祉タクシーそれぞれについて、現時点から早急に整備する必要がある。

9) 医療体制の整備

・住民意向調査の結果を見ると、帰還にあたって最も重視するポイントの一つが医療体制の整備であり、町としては優先度をあげて、医療体制の整備に取り組まなければならない。平成29年3月に、町役場の敷地内に、診療所を整備することが決まっているが、医師、看護師等のスタッフがいまだ決まっていない状況。医師等の確保は町だけで解決できる問題ではなく、医療システム全体の中で解決する必要がある。この点で、国、県、周辺自治体との広域的な協力関係を密接にし、国立、県立病院等からの定期的な医師派遣スキームの構築などを目指すべき。

・二次医療体制の整備を進め、一次医療で対応できない症状への即時対応ができる体制を構築すべき。福島県における医療のグランドデザインを国、県は作成し、広域的な医療ネットワークの中で浪江町の医療体制をどのように組み込むかを議論すべき。

10) 介護体制の整備

・平成29年3月に町内事業者が介護保険サービスを提供できる状況ではなく、隣接自治体の事業者によるサービス提供に頼らざるを得ない。ただ、避難指示解除当初は、高齢の方が帰還する意向が高いことを考慮すれば、町内に高齢者サポート拠点を整備し、介護予防事業や高齢者見守りサービスなどを展開していくことが必要である。

・特に、民間事業者が本来の介護保険サービスを提供できる体制が整うまで、デイサービスなど必要なサービスについては、町が運営をサポートする必要があり、財源も含めて国に交渉すべきである。

・また、民間事業者の再開支援とともに、高齢者の生きがいを担う社会福祉協議会の役割が重要であることから、町も国・県の支援を受けながら、人材の確保など積極的に運営に関与していく必要がある。

1 1) 教育環境の整備

・教育環境の整備は、町を担う人材を育成するために必要不可欠であり、避難指示解除後、小・中学校、保育施設を浪江東中学校へ集約し再開することは、初期の段階においては妥当であり、その準備を計画どおり進めるべきである。

・町内での学校再開に当たっては、学校周辺や通学路など、子どもたちの生活エリアの除染を徹底的に行い、放射能への不安のない環境を整備し、また特色ある教育カリキュラムを取り入れるなど、子供たちが楽しく、安心して学べる環境づくりに努めるべきである。また、浪江町外における浪江町立学校のあり方等についても、同時に検討を進める必要がある。

1 2) 防災体制の確立

・廃炉作業が進行中であり、長期間にわたることを踏まえれば、緊急事態またはそれに類する事態はもとより、町民等が浪江町内で生活を営む上で不安感を抱くおそれのある様々な事態が、廃炉作業中の福島第一原発等で発生した場合に備え、適切に判断・対応するための体制を整備する必要がある。

・現状、事故・トラブル等の発生時には、法・協定に基づき事業者から町へ通報連絡がなされる体制はあるが、協定に基づく通報連絡については、その内容が専門的・技術的なものとなることから、町単独でこれを評価し具体的対応について判断することが難しい状況にある。

・したがって、国（内閣府、原子力規制庁等）が中心となり、県、町、原子力事業者とも連携しながら、避難等の判断ができる通報内容の検討や確実な連絡体制の整備をすることが必要である。

・また、浪江町地域防災計画の見直しにあたり、帰還する町民の居住分布が不透明であり、前提条件が整理できないため、検討課題として残っている事項が多く見受けられた。次年度にかけて時点修正を重ね、平成29年3月までに町民の安全や安心を担保できる計画を策定するとともに、その計画に則って実際に対応することができるかどうか、訓練・検証を重ねて実効性を常に確認すべきである。

13) リスクコミュニケーション体制

・今後、町民の帰町が目の前に迫り、浪江町で生活していく上で放射線をはじめとした様々な不安が顕在化することが想定される。不安を抱える町民に寄り添い、きめ細やかに対応する相談体制を構築することが重要である。

・現在、浪江町においては、ガラスバッジによる全町民の外部被ばく線量測定、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施している他、弘前大学と連携し、リスクコミュニケーションを実施している。今後、ガラスバッジから電子式線量計へ切り替えるにあたり、個人線量データの適切な管理が求められる。

・また、町民の要望に応じて、個人線量測定（外部被ばく・内部被ばく）、食品の放射能濃度測定、水道水の24時間放射能濃度測定、町内の空間線量の測定等、住民の生活に密接に関連する分野で万全のモニタリング体制を整備することが必要。

・これらモニタリング体制の整備により、個人が実際に生活しながら受ける被ばく線量をより正確に把握することが可能となる。これにより、個々の事情に応じ、年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を実現するための方策を検討することが可能と考えられる。

・これらの測定結果等を活用し、町民と双方向のコミュニケーションを行うため、放射線相談員制度等を活用した効果的な体制づくりに積極的に取り組むことが望まれる。

・廃炉・汚染水対策が今後数十年のスパンで実施することを考えると、元々住んでいた方だけではなく、廃炉・汚染水対策に従事する方も新たに浪江町に居住することになる。こうした方々の作業中の被ばく管理も含めた、一体的な個人線量管理が必要になる。

4. 項目ごとの現状とその評価

本委員会では、浪江町復興計画（第一次）及び浪江町復興まちづくり計画で目標としている項目（下記一覧参照）について、その現状を検証・評価を行った。その結果は以下のとおりである。

(1) 除染	
	除染----- p. 31
(2) インフラ復旧	
(2-1) インフラ復旧 ・整備	①道路関係----- p. 36 ②上下水道・ガス----- p. 38 ③電気・電話・通信（光ファイバー）----- p. 40 ④廃棄物処理関係（家庭から排出されるもの）----- p. 41
(2-2) 交通手段	①町内での移動手段、町外への移動手段----- p. 42 ②JR常磐線の復旧----- p. 43
(2-3) 公共施設の 復旧整備	①公共施設の復旧----- p. 44 ②ボランティア拠点の整備----- p. 45
(2-4) つながりの 場の整備	①交流施設----- p. 46 ②一時滞在施設----- p. 47 ③健康増進機能・文化継承----- p. 48
(2-5) 双葉郡北部の 復興拠点の整備	①双葉郡北部の復興拠点整備----- p. 49 ②廃炉拠点の整備----- p. 51
(2-6) 津波被災地の 復興	①共同墓地の整備----- p. 52 ②防災集団移転促進----- p. 53 ③津波被災地の土地利用----- p. 54
(3) 生活環境整備	
(3-1) 住宅の確保	①自宅や民間賃貸住宅による住宅の確保----- p. 56 ②自力での住宅確保----- p. 58 ③復興（災害）公営住宅の整備による住宅の確保----- p. 59
(3-2) 生活環境の 確保	①教育施設----- p. 60 ②医療施設----- p. 62 ③福祉・高齢者・子育て支援施設----- p. 64 ④買い物----- p. 66 ⑤放射線対策----- p. 67 ⑥防犯・防火活動----- p. 69 ⑦その他生活関連サービス----- p. 70 ⑧中心市街地の再生----- p. 71
(3-3) 雇用の場の 確保	①事業所の再開----- p. 72 ②農林水産業の再開----- p. 73
(3-4) 防災対策	①浪江町地域防災計画の見直し----- p. 78 ②避難所・避難道の整備----- p. 79 ③原子力災害発生時の対応----- p. 80

(1) 除染

項目	除染	目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 除染計画が確実に実行され、除染による放射線量の低下とその維持が確認されるとともに、除染廃棄物の処理が適切に行われるなど、着実な環境回復の見通しが立っていること
----	----	----	---

取組の現状

(1) 除染

- 避難指示解除準備区域、居住制限区域（計 34 行政区）：平成 28 年度内の完了を目途として、第 1 工区から第 4 工区に分けて除染等の措置を実施中。
 - 第 1・2 工区の 3 地区（酒田、高瀬、立野下）について除染完了。全体として、空間線量率が平均 58% 低減した。また、除染前の線量率の高低にかかわらず、除染の効果があつた。
 - 第 3 工区については、6 地区（北棚塩、幾世橋、北幾世橋北、北幾世橋南、藤橋、西台）の除染が平成 27 年度中に完了予定。
 - 第 4 工区の残り 25 地区については、第 4 工区として現在集中的に実施中。
- 帰還困難区域（計 15 地区）：平成 23 年度に 1 地区（津島）、平成 25 年度に 3 地区（赤宇木、大堀、井手）で、除染モデル実証事業を実施。その結果は、以下のとおり。ただし、帰還困難区域における本格的な除染の計画は未定。
 - 除染モデル実証事業により、空間線量率が平均で 6 割程度減少。その後の追跡調査の結果、全ての地区で空間線量率の平均値が減少し、除染の効果が維持されている。
 - 特に、除染前の空間線量率が高いほど、除染効果が高い。
- 除染作業については、実施箇所の材質等によって除染が難しいなどの課題もあるが、国が現場に応じた柔軟な対応を努力しているほか、地区住民による監視が奏効して、より良い除染作業の遂行に寄与している例もある。
- 個別の除染作業について、線量の目標値などは定められていない。

(2) 除染廃棄物の管理

- 3 箇所（立野下、酒田、高瀬）に除染仮置場が設置されており、巡回のほか、空間線量率、温度、ガス濃度、地下水・浸出水の測定により管理されている。
- 3 箇所（立野下、酒田、高瀬）の除染仮置場における平均の空間線量率は 1 時間当たり 0.15～0.49 マイクロシーベルト（平成 27 年 9 月末時点）、地下水・浸出水からは基準値を超える放射性物質は検出されていない。

(3) 中間貯蔵施設への運搬計画

- 平成 27 年 6 月下旬から 8 月上旬にかけ、津島中学校仮置場の除染土壌等について、双葉町の中間貯蔵施設予定地内保管場へのパイロット輸送を実施した。

(参考) 日本原子力研究開発機構・福島長期環境動態研究 (F-TRACE) の浪江町内調査結果

- 山地の森林から河川へ流出する放射性セシウムは非常に少ない。

- 請戸川、高瀬川では、河川敷付近の堆積物中の放射性セシウム濃度、空間線量率とも、減少傾向にある。
- 大柿ダムからの放流水の放射性セシウム濃度は1リットル当たり0.5ベクレル程度。ダム底質の巻き上げは起こりにくい。
- 河口域付近の海水中における放射性セシウム濃度は、通常の検出限界より極めて低い。海底では、凹状の窪地などに比較的濃度の高い堆積物が局在している。

現状の評価

- 避難指示解除準備区域、居住制限区域で実施された本格除染については、いずれも空間線量率が低減しており、除染の効果があると認められる。
- 除染が一巡している3地区における宅地、農地、森林それぞれの評価は以下のとおり。

i) 宅地

・宅地、庭の除染については、除草、堆積物の除去、ブラッシング、ふき取り、枝払い、高圧水洗浄、除草、芝刈り、表土等の除去等の措置により、59%の空間線量率低減が達成された。除染の手法には一定の効果があると評価できる。

・他方、地上1mの空間線量率測定では必ずしも反映されない場所について、きめ細やかな測定と追加的な除染を行う必要がある。たとえば、セメント瓦、雨樋、石の塀等について、除染が必ずしも十分ではないとの、町民からの指摘が委員会では出された。町民の安全と安心を確保するため、除染作業中さらに終了後の町民とのコミュニケーションを密にし、除染結果を詳細に報告すると同時に、除染効果が維持されていない地点について、個々の現場の状況に応じ、追加的な除染を行う必要がある。

ii) 農地

・農地の除染については、除草、堆積物の除去に加え、土壌の放射能濃度が5千ベクレル/キログラム以上の地域(※1)については、表土を5cm剥ぎ取ることで、5千ベクレル/キログラム未満の地域は反転耕(※2)、深耕(※3)の措置を行うことで、平均70%の空間線量の低減が達成された。

(※1) 稲の作付制限対象区域設定の際の判断基準を放射性セシウム濃度5千ベクレル/キログラム以下としている(「農地土壌の放射性物質除去技術(除染技術)について」(平成23年9月14日 農林水産省)、「農地の除染の適当な方法等の公表について」(平成23年9月30日原子力災害対策本部))

(※2) ブラウ(耕うん作業等で使用する農器具)を使用し、汚染された表層の土を下層に、下層の汚染のない土壌を表層に置くように土壌を反転させる。反転耕の耕深は30センチメートルを基本とする。ただし、礫が含まれる層等、作土として不適切な土壌が上に来る場合は、十分な除染効果が得られることを確認した上で、耕深を浅く設定する。(環境省HP)

(※3) 土を深く耕すこと(環境省HP)

・一方、今回の検証では、空間線量の低減は確認できたものの、土壌の放射性濃度の低減につい

ては確認することができなかった。反転耕、深耕等の措置では、土壌の放射能濃度自体は変化がないことから、安心を確保した農業の再開に結び付かないのではないか、という懸念が示された。

・さらに、浪江町の農地は、放射性物質の浸透度合いが5センチメートル以上あるため、除染時には表層から5、10、15センチメートルで線量計測し、5千ベクレル以下の放射能濃度が達成されているかどうか、町民が要請するのであれば、各農地について計測する必要がある。

・上記検証を踏まえ、短期的には以下の2点の徹底が求められる。

①空間線量だけではなく、農地の土壌の放射能濃度の測定と地権者に対する情報共有の徹底。その際には地権者の希望に沿った範囲の放射能濃度の測定を行うこと。

②上記①を踏まえた上で、地権者の希望を優先し、追加除染の必要がある場合には個々の現場の状況に応じて実施すること。

・他方、長い時間をかけて育ててきた農地の土をいたずらに剥がし、単に山砂を入れて空間線量を低減させる措置では、営農再開につながらない。よって、農地を極力傷めず、作物の栽培条件を維持するために必要な措置を検討する必要がある。たとえば、除染した土を再度農地で活用することができるよう、リサイクル技術などの手法を確立していくことにより、農家が帰還する環境を整備することができると思う。国、県、町としての具体的取組が求められる。

・さらに、農地の水源は大柿ダムであり、営農再開を目指す方が安心して、農業用水を使える環境を整えることが重要。

・大柿ダムの底質（湖底の堆積土）から採取された放射性セシウムの濃度は、場所によって数値は変わるものの、3千～32万ベクレル／キロと非常に高い数値を示した。他方、水質調査を行ったところ、貯水池内の放射性セシウムの濃度は常に2ベクレル／リットルであり、同じく流出水の濃度は、平成25年9月に台風18号が接近した際を除いて、常に10ベクレル／リットル以下（※）となっている。

（※）飲料水基準値

・以上の点から、農業に直接影響する流出水の放射能濃度レベルに、現時点では大きな問題はないものの、ダムには依然として高濃度の堆積物が湖底に存在している事実は変わらず、安心して農業を再開できる状況にあるとは言い難い。

・よって、まずは、大柿ダムの水を24時間監視するモニタリングシステムの導入が喫緊の課題である。1度とはいえ、飲料水基準値以上の流出水が発生した事実を重くとらえ、常時モニタリングを行うとともに、飲料水基準値以上の数値が観測された場合には、即座に周知できるシステムの構築と導入を行うべきである。

・また、農地における土壌と同様、湖底に堆積している土をリサイクルして活用する技術の確立を急ぐべきである。これを活用し、底質を吸い上げて活用することで抜本的な解決をはかるべきである。

iii) 森林

・森林の除染については、林縁（生活圏との境）から 20 メートル程度の森林を除染範囲として、下草、落葉の除去、及び、枝打ち（常緑針葉樹のみ）の措置を行うことで、平均 23%の空間線量の低減が達成された。

・宅地、農地と比べ、線量を大幅に低下させるための方法が確立されているとは言い難く、今後、相当の年月をかけて除染を進めていく必要がある。

・現在、林縁から 20 メートル程度の森林までのみ除染範囲とされているが、浪江町は町土の約 7 割が森林であり、これらの線量低減をはかり、環境回復をはかることが、「オール浪江」としての復興につながる。時間がかかるとしても、必要な調査研究を行った上で、森林全域について適正な線量低減の取組みが実施される必要があり、国に着実な実施を求めていくべきである。

- 除染完了地区においては、今後、事後モニタリング及びその結果に応じたフォローアップを実施予定であり、これらを通じて、除染効果の維持やさらなる除染による線量低減などが期待できる。
- 町内全域の追加被ばく線量を、長期的に 1 ミリシーベルト／年以下を実現するまで除染や線量低減の取組みを継続することを目標としているが、達成には、国と町の密接な協力関係を前提とした不断の努力が長期間求められる。本目標を達成するため、除染一巡直後の追加除染、半年程度の間隔を空けて定期的に行う事後モニタリング、その結果を踏まえたフォローアップ除染等の措置を、行政機関と町民が一体となり実施する必要がある。
- 再汚染や取り残しなど除染の効果が維持されていない箇所を確認し、帰還意向の町民の安心が確保されない場合には、帰還に向けた準備期間中は当然のこと、帰還が実現した後も、継続的に、個々の現場の状況に応じて実施することが必要。
- 帰還困難区域で実施された除染モデル実証事業の結果からは、除染の効果があること、特に線量が高い場所ほどその効果は大きいことが判明している。しかしながら、帰還困難区域に関する除染計画は未整備であり、大変遺憾である。帰還困難区域の町民にとって、除染計画が策定されていない状況は、帰還の道筋が見えず、将来にわたって自分のふるさとがどのように扱われるのか、自分たちはふるさとに戻れるのか、何の指標もない暗闇にいる状態に等しい。このような状態に町民が事故後 5 年間耐えなければならない現状に大きな問題がある。さらに、農業用水を供給する大柿ダムや、主要な水源は帰還困難区域に存在することから、この区域の除染の道筋を示さずに、浪江町の復興は考えにくい。
- 現状、政府は、「長期間、帰還が困難であることが予想される区域」として帰還困難区域を設定し、「事故後 6 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれ」があるとし、「同区域においては、将来にわたって居住を制限することを原則とし、線引きは少なくとも事故後 6 年間は固定することとする」としているが、他方で、「放射線量の低減を踏まえた復興拠点となる地域について避難指示区域の見直し等を早急に検討していく」「復興拠点における個別の除染及び廃棄物処理を含む復旧・復興の取組については（中略）実施する」という方針が示されており、町の復興拠点として位置づけることで、除染を進めることが可能な状況にある。したがって、国の

関係機関に対し、帰還困難区域の除染計画を一刻も早く策定することを、強く要請するべきであり、また、帰還困難区域内の復興拠点を含め、その地点と必要なインフラの除染を早急にかつ集中的に行うため、国・県・町は復興計画と除染計画を調和させて策定すべきである。

- 除染廃棄物の仮置場については、現状の方法でおおむね適切な管理ができる状況となっているものと考えられる。

今後の取組方向

- 【国】 避難指示解除準備区域、居住制限区域における本格除染を計画どおりに実施し、避難指示解除あるいは準備宿泊等の時期までに町民の居住エリアを一巡させ、国が示した年間 20 ミリシーベルト以下のなるべく低い年間追加被ばく線量となることを確保すること。
- 【国】 準備宿泊を実施する時点において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域で、最低でも町民の居住エリアでの除染が一巡しているという目標を明確にした上で、それに対応する除染スケジュールを早急に策定すること。
- 【国】 住居周辺が森林の場合、森林からの放射線の影響が大きいため、現行で林縁（生活圏との境）から 20 メートル程度とされている除染範囲について実態に即した対応を検討すること。
- 【国】 長期目標である 1 ミリシーベルト／年の達成に向けて、除染一巡直後の追加除染、半年程度の間隔を空けて定期的に行う事後モニタリング、その結果を踏まえたフォローアップ除染等の措置を、行政機関と町民が一体となり継続的に実施すること。また、再汚染や取り残しなど除染の効果が維持されていない箇所を確認し、個々の現場の状況に応じて継続的に実施すること。
- 【国】 帰還困難区域の除染計画を一刻も早く策定すること。
- 【国・県・町】 帰還困難区域の除染計画の策定にあたっては、第 2 次復興計画等により区域内の復興拠点を定め、調和して策定すること。
- 今後の除染作業を進めるにあたり、以下の点について実現に向けた検討を行うこと。
 - 【国】 除染の進捗状況などをわかりやすく町民等に向けて説明できるようにすること。
 - 【国・町】 除染作業の確実な実施と町民の理解・納得のため、町民による除染作業の監視・確認体制を構築すること。
 - 【町】 除染検証委員会を立ち上げ、除染の進捗状況、除染後の空間線量率、除染効果の検証を継続的に行い、その内容を公開し、町民自身で確認できるようにすること。
 - 【国】 廃棄物の焼却施設・リサイクル施設による減容化を検討すること。

(2) インフラ復旧

(2-1) インフラ復旧・整備

項目	①道路関係	目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域交通網・避難道路等としての常磐自動車道が計画どおり整備されていること ● 避難道路として重要路線となる国道 114 号線が計画どおり整備されていること ● 町内交通路は、復旧により、支障なく通行できること
取組の現状			
<p>(1) 常磐自動車道</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 常磐自動車道は、平成 27 年 3 月 1 日の「常磐富岡 IC～浪江 IC 間の開通」を以て、全区間供用済。 <p>(2) 国道 114 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国道 6 号と国道 114 号の交差部西側について、全体を 3 工区に分けて整備を進めている。 <ul style="list-style-type: none"> ● 第 1 工区：平成 27 年 9 月に整備が完了。 ● 第 2 工区(460m)：順次進められており、工事は併設する「浪江町交流・情報発信拠点施設」とも調整しつつ、平成 30 年代前半の完了が見込まれている。(工事中も道路の通行は確保する。) ● 第 3 工区：第 1・第 2 工区整備後の道路利用状況等をみながら検討が行われる。 <p>(3) 町内交通路</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町道は、高線量地区を除き、平成 29 年 3 月までには復旧工事が概ね完了する予定。 ● 高線量地区にある以下の路線については、平成 30 年度を目標として復旧を行う予定。 <ul style="list-style-type: none"> ● 町道鳥喰後畑線（復旧箇所：小野田字谷地） ● 町道加倉前堂前線（復旧箇所：井手字大円川原） ● 町道清水 3 号線（復旧箇所：小野田字清水） ● 町道稗田小阿久登線（復旧箇所：下津島字下畑） ● 町道尺石昼曾根線（復旧箇所：昼曾根字昼曾根） ● 町道手七郎早坂線（復旧箇所：赤字木字手七郎） ● 9 月 11 日豪雨被害(復旧箇所：帰還困難区域内（平成 27 年度に被害状況調査を実施）) 			
現状の評価			
<ul style="list-style-type: none"> ● 常磐自動車道が全区間開通したことにより、広域交通網・避難道としてこれを利用できる状態にあると認められる。 ● 国道 114 号の整備については、「浪江町交流・情報発信拠点施設」との調整を図りつつ進められているが、工事中も通行は確保されており、支障は生じないと考えられる。 ● 町内交通路については、高線量地区を除き、帰還目標までの復旧が完了見込みであることから、支障なく通行可能となるものと見込まれる。 			
今後の取組方向			
<ul style="list-style-type: none"> ● 【国・県・町】道路復旧について、今後とも計画どおり進めること。 			

常磐自動車道及び国道6号の複線化について、要望活動や事業化など関係機関連携して各種取組みを進めること。

(2-1) インフラ復旧・整備

項目	②上下水道・ガス	目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 既設設備・施設が復旧し、日常生活を営む上で不自由なく利用可能となっていること ● 上水道の安全確保策（放射性物質対策）が実施されていること
----	----------	----	--

取組の現状	<p>(1) 上水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在の復旧状況は全体の 71.6%。水道の配水が完了したエリアでは、町民等から開栓依頼があれば、水道の使用が可能となる。復旧完了は平成 30 年 3 月の見込み。 ● 北幾世橋、谷津田地区については、今年度末に復旧工事が完了する予定。 ● 権現堂、川添、樋渡、高瀬地区は下水道と農業集落排水の復旧工事完了後、順次復旧工事を行う予定。 ● 水道は 4 つの取水場（谷津田・小野田・大堀・室原）に設置された 10 メートルの浅井戸からくみ上げた水を配水している。水道法に則った水質検査結果によれば、現在は震災前と同等な品質が確保されている。 ● 上水道の放射線モニタリングは県による 1 回/月の計測のほか、町独自に原水で 1 回/月、浄水で 3 回/週の計測を実施しており、現在まで厚生労働省が定めた 10 ベクレル以下の基準は全てクリアしている。 <p>(2) 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道管は幾世橋地区が平成 28 年 3 月、権現堂地区が平成 29 年 3 月までに完成予定である一方、川添、樋渡地区の整備は、平成 30 年 3 月までとされており、避難指示解除予定時期に整備が完了しない現状の計画に強い懸念がある。下水道の終末処理場（浪江浄化センター）は平成 28 年 3 月に復旧する計画であり、この施設の復旧により、町内で汚水の受け入れが可能となる。農業集落排水エリアとなっている高瀬地区の浄化センターの復旧は既に完了。 ● 震災前に使用していた下水汚泥処理施設は中間貯蔵施設用地となっているため供用再開できず、民間処分場に処理を委託中。 <p>(3) ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町内は全てプロパンガスでガスを提供している。震災前は 9 事業者がプロパンガス供給を行っていたが、現在町内で 1 事業者、町外（南相馬市）で 1 事業者が事業を再開しており、要望に応じガスの供給を行っている。 ● 町民帰還後は 9 事業者中 3 事業者において町内再開意向あり。3 事業者においては再開意向なし。残り 3 事業者は未確認。
現状の評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道の枝管を含めた最終的な完成は、下水道完成が予定される平成 30 年 3 月以降となることが懸念される。上水道の復旧は、数多いインフラの中でも最優先に考えるべき事項。町民が帰還する

ためには、準備宿泊等のステップを踏む必要があるが早期の帰還要望をもつ町民が準備宿泊等に参加する可能性が高いことを踏まえ、帰還要望のある町民の居住するエリアの上水道を、応急措置の導入も含めて優先的に整備し、準備宿泊の日程までに完了させ、町民が安心して帰還できる環境を示していくことが極めて重要である。

- 上水道のモニタリング結果から、水道水への放射性物質の混入は認められず、水質に問題はないものと判断される。しかしながら、町民の不安の声は大きく、不安解消のためにはさらなる取組みが必要と考えられる。
- ガスについては、一部事業者が事業を再開しているものの、今後の見通しは不透明である。帰還目標に向け、事業者が帰還しやすい環境を作り出すことが必要である。

今後の取組方向

- 【国・県・町】 町民の方が帰還するためには、準備宿泊等のステップを踏む必要があるが、早期の帰還要望をもつ町民の方が準備宿泊等に参加する可能性が高いことを踏まえ、帰還要望のある町民の居住するエリアの上下水道の復旧については、応急措置の導入を含めて優先的に整備し、準備宿泊の日程までに完了させるよう努めること。
- 【国・県・町】 町民の方の不安を解消するため、上水道から配水される水の放射能濃度を 24 時間監視するモニタリングシステムの導入を検討すること。また導入に当たっては、国は財政支援を行うこと。
- 【町】 飲料水の安全な供給体制について、町民の方に現場を視察してもらおう等、様々な方法によって情報を発信し、しっかりと安全性の周知を行うこと。
- 【国・県・町】 ガス事業者への聴き取りなどを通じ、必要な支援等の情報を収集し、事業者の帰還を促進するための方策を検討すること。

(2-1) インフラ復旧・整備

項目	③電気・電話・通信（光ファイバー）	目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 既設設備・施設が復旧し、日常生活を営む上で不自由なく利用可能となっていること ● 災害時における緊急措置に必要な最低限の機能が確保されていること
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>取組の現状</p> </div> <p>(1) 電気</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気は室原地区、小丸地区、井手地区、沿岸部のそれぞれ一部を除き、供給可能。 <p>(2) 電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各事業者が対応中。帰還困難区域の山間部で一部不通話区間がある。 <p>(3) 通信（光ファイバー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバーに大きな損傷はなく、平成 29 年 3 月に回線の提供は可能。防災集団移転先（大平山）の災害公営住宅にも、住宅の整備に併せて敷設予定。 			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>現状の評価</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気については、一部地区を除き供給可能となっている。帰還目標までに、現在、停電している範囲に関しても町民が居住する地域は、復旧することが必要である。 ● 電話、通信（光ファイバー）ともに、帰還目標までには利用可能となる見込みであり、日常生活に支障はない状態が確保できると考えられる。 			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>今後の取組方向</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 【町】 災害時に備え、以下の点を確認し、必要に応じた対応を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 町役場をはじめ災害時拠点施設に、非常用電源及び通信機能が確保されていること。 ● 帰還困難区域も含めた町内全域において、緊急時における連絡手段（特に避難勧告・指示等の伝達手段）が確保されていること。 			

(2-1) インフラ復旧・整備

項 目	④廃棄物処理関係(家庭から排出されるもの)	目 標	● 既設設備・施設が復旧し、家庭からの排出が通常どおりに可能となっていること
--------	-----------------------	--------	--

取組の現状
<p>(1) ごみ処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭ごみについて、ごみの分別方法・収集方法は震災前と同様に実施中。 ● 震災前、処理施設は北部衛生センター（浪江町）と南部衛生センター（檜葉町）でごみ処理を行っていたが、現在は南部衛生センターのみで対応している。 ● 南部衛生センターの焼却灰は最終処分ができないため、1キログラム当たり8千ベクレル以下の焼却灰について、環境省が仮置場として整備した「館の沢埋立最終処分場」に搬入しているほか、1キログラム当たり8千ベクレルを超える焼却灰については、コンクリートボックスに詰めた後、飛散防止策を施した上で一時保管を継続中。焼却灰等の処分先については、環境省と協議を行っている。 ● 北部衛生センターは平成27年5月より復旧工事を行っている。 <p>(2) し尿処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 震災前は3事業者で収集を行っていたが、現在は2事業者が事業再開の見込みで、町では3事業者体制の実現に向けて調整中。 ● し尿処理施設となる汚泥再生処理センター（富岡町）は平成27年3月に復旧工事を完了し、同年4月から稼働済。 <p>(3) 被災家屋解体・片付けごみの回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 半壊以上と判定された家屋について、国による解体の申請を受付。申請書類に不備がないものから随時解体を実施中。 ● 片付けごみについては、ステーション回収（可燃物・不燃物）、電話受付による戸別回収（粗大ごみ、廃家電等）を実施中。平成28年度からは農林系ごみの戸別回収を実施予定。
現状の評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 各家庭からのごみ排出については、支障なく行うことのできる状況にあると考えられる。 ● ごみ処理施設の焼却灰については、放射能の濃度に応じた対応がとられている。このうち濃度の高い指定廃棄物について、処分方法が決まっていない点が課題である。
今後の取組方向
<ul style="list-style-type: none"> ● 【国】 ごみ処理施設から出される指定廃棄物の処分方法について、早急に検討し、実現化すること。 ● 【国・町】 今後、町民が帰町するにあたり、町内家屋のリフォーム・清掃等のため、粗大ごみをはじめとするごみの排出量が一時的に増大する可能性があることから、これに備えた対応を検討すること。

(2-2) 交通手段

項 目	①町内での移動手段、 町外への移動手段	目 標	● 自ら移動手段を持たない町民のための、町内外への移動手段が確保されていること
取組の現状			
<p>(1) 町内の移動手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 震災前は町営バス「コスモス号」や「なみえ e-まちタクシーぐるりんこ」等が運行事業を行っていたが、現在は全て休止している。 ● 帰町後は、平成 29 年 4 月の JR 常磐線浪江駅再開と同時期に運行再開できるよう、検討・調整を進めている。 ● 運行再開にあたり、町民の帰還の状況を踏まえ復興拠点内の施設を面的に結ぶ「新たな運行ルート」の構築や、運営費への財政支援等が課題。 <p>(2) 町外の移動手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難先から町内に移動する際の移動手段や町内から町外の医療機関に通院する際の移動手段を確保するため、平成 29 年度から「復興支援バス※」を運行することについて検討中。 <p>※現在、仮設住宅と医療機関等を結ぶバス事業については、補助（地域公共交通確保維持改善事業）を受け実施しており、他自治体の事例も踏まえ、復興支援バスとして町内外を結ぶバス事業への補助事業継続の要望を行っている。</p>			
現状の評価			
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活交通の整備に代表される公共サービスは、帰還する人数が固まってから準備するものではなく、町民の帰還に備えてあらかじめ整備する必要がある。 ● 町内外の移動手段について検討が行われているが、その実現に向けた財政措置に課題があると考えられる。帰還する町民（特に高齢者）のニーズに応える交通手段を実現するため、体系的な検討と財政措置が必要である。 			
今後の取組方向			
<ul style="list-style-type: none"> ● 【町】 町内・町外の移動手段について、移動手段を持たない町民（特に高齢者）の利便性に最大限配慮した交通手段の実現に向け、体系的に検討し、早急に整備すること。 ● 【国・県】 上記の計画が実現するための財政支援策について、体系的に検討すること。 			

(2-2) 交通手段

項目	② J R 常磐線の復旧	目標	● J R 常磐線による町外への移動手段が確保されていること
取組の現状			
<p>(1) 常磐線の復旧</p> <ul style="list-style-type: none">● J R 常磐線は、浪江以北の開通は平成 29 年 3 月を目標に工事が進められており、仙台までの北の区間が全線開通する予定。富岡駅以南については、平成 30 年 3 月までに開通する予定となっている。● 浪江－富岡間については、これまで開通時期が明らかとなっていなかったが、平成 28 年 3 月 10 日に J R 及び国土交通省から、平成 31 年度末までの開通を目指すとの発表があった。● 国土交通省・復興庁・内閣府原子力災害対策本部・環境省により、福島第一原発事故による避難指示対象区域における J R 常磐線の早期復旧を図るため、国、地方自治体、鉄道事業者による「浜通りの復興に向けた J R 常磐線復旧促進協議会」が設置され、協議中である。			
現状の評価			
<ul style="list-style-type: none">● 平成 28 年 3 月 10 日の J R 及び国土交通省からの発表により、平成 31 年度末までの J R 常磐線の全線開通の見通しが立った。● 町民の帰還に向けた判断材料の一つとするため、具体的なスケジュールを示す必要がある。			
今後の取組方向			
<ul style="list-style-type: none">● 【国・県・町】 浪江からいわき方面行きの常磐線は、関東方面に向けた唯一の路線であり、最も利用量が多い。町外に避難している町民との交流を継続し、帰町に向けた利便性を確保するためにも、早期復旧を国に対して引き続き求めるとともに、復旧スケジュールを町民に示せるよう働きかけること。● 【町】 駅前の振興策については、中心市街地活性化の観点から長期的に国に対して支援を求めること。			

(2-3) 公共施設の復旧整備

項目	①公共施設の復旧	目標	● 町役場、警察署、消防署の機能が復旧・再開されていること
取組の現状			
<p>(1) 町役場</p> <ul style="list-style-type: none">● 現在は建物（4階建）のうち1階のみを執務スペースとして使用し、2階は主に会議室として使用している状況。避難指示解除に向けて、他の執務スペースの復旧を図っていく。● 緊急時の非常用電源を確保するため、平成27年度に太陽光設備を設置した。 <p>(2) 警察署</p> <ul style="list-style-type: none">● 平成26年4月に浪江分庁舎が元の場所で再開したが、駐在所（請戸、大堀、室原、津島、双葉、葛尾）は現在休止中。各町村の復興や町内居住人口などの推移を見ながら再開の検討を行う予定。 <p>(3) 消防署</p> <ul style="list-style-type: none">● 平成27年4月より浪江消防署はサンシャイン浪江を借用し業務を再開。現在、平成30年10月を目標に新庁舎建設を検討中。			
現状の評価			
<ul style="list-style-type: none">● 町役場については、帰還目標に向けて進めるべき復旧が計画的に実施されている。● 警察署・消防署については、町内における業務が再開されている。ただし、駐在所が現在休止中であるため、帰還目標に向けた防犯対策上は重要であることから、再開準備を進めることが必要と考えられる。			
今後の取組方向			
<ul style="list-style-type: none">● 【町】 町役場の復旧について、町民の帰還に合わせ段階的・計画的に進めること。● 【県】 駐在所の再開について、帰還目標に向けた段階的回復を検討すること。			

(2-3) 公共施設の復旧整備

項目	②ボランティア拠点の整備	目標	● 住宅清掃・修繕等のボランティア受け入れのため、受け入れ拠点が整備され、ボランティアセンターが開設可能となっていること
取組の現状			
(1) ボランティアセンター ● ボランティアの受付やマッチングを行うボランティアセンターの機能確保を図るため、実施場所や体制について現在検討中。 ● 予定では、平成 29 年 3 月を目途に供用を開始する。			
現状の評価			
● ボランティアセンターの機能確保について、計画的に検討が行われている。しかしながら、住宅清掃・修繕等のボランティアに対するニーズは、帰還目標以前から生じるものと考えられ、より早期の機能立ち上げが望まれる。			
今後の取組方向			
● 【町】 ボランティアセンター機能の開設について、供用開始時期を前倒しする方向で関係者等との協議を進めること。			

(2-4) つながりの場の整備

項目	①交流施設	目標	● 町外に避難する町民が一時帰宅等の際に利用する休憩施設が確保されていること
取組の現状			
<p>(1) 介護老人保健施設 貴布祢</p> <ul style="list-style-type: none">● 施設の一部を借用し、休憩施設として活用する。除染は既に完了済。 <p>(2) いこいの村なみえ</p> <ul style="list-style-type: none">● 当施設は新館と本館があるが、本館は旧耐震基準で建てられた建物のため、当面は新館を一時帰宅した町民の集いの場・安らぎの場として活用するため、休憩所・浴場の再開に向けた調整を進めている。 <p>(3) 交流情報発信拠点</p> <ul style="list-style-type: none">● 国道 6 号と国道 114 号の交差点付近（知命寺）に交流・情報発信拠点施設の整備計画を策定中。予定地沿いの国道 114 号の第 2 期拡幅工事の測量設計が実施されており、平成 27 年度までに完了することになっている。			
現状の評価			
<ul style="list-style-type: none">● 一時帰宅する町民が休憩等で利用する施設の準備は、着実に進められている。● 交流・情報発信拠点の整備にあたっては、双方の計画、工程管理に関し、実施主体である国、県、町の緊密な調整が必要である。			
今後の取組方向			
<ul style="list-style-type: none">● 【町】 町民が一時帰宅の際に休憩・交流する場は重要であることから、計画どおり、その機能を確保すること。			

(2-4) つながりの場の整備

項目	②一時滞在施設	目標	● 帰還準備のために町民や町民関係者が一時滞在するための施設が確保されていること
取組の現状			
<p>(1) いこいの村なみえ</p> <ul style="list-style-type: none">● 帰還に向けて自宅の清掃、修繕等を行う場合、荒廃度合いが大きいため、即座に宿泊することが困難である。● 当面は新館を交流施設として活用しつつ、一時滞在に向けて本館を宿泊が可能な施設として利用するための耐震改修等の検討を行う。しかしながら、宿泊施設として整備を行うにあたり、整備費用や施設運営等の課題を解決する必要がある。			
現状の評価			
● 町民の円滑な帰還準備等のため、一時滞在施設の検討が進められている。財政面の課題等について早急に解決し、これを実現することが望まれる。			
今後の取組方向			
<ul style="list-style-type: none">● 【国・県・町】「いこいの村なみえ」を活用した一時滞在施設の整備について、その整備費用の財源措置も含め具体的に検討し、早期の実現を目指すこと。また、その整備完了までの間、町内の民間宿泊施設等の活用により、町民等の一時滞在場所の確保を検討すること。● 【国・県・町】帰還目標に向け、町民自らの帰還準備を促進するため、準備宿泊・特例宿泊などの措置を検討し、早期に実現すること。			

(2-4) つながりの場の整備

項目	③健康増進機能・文化 継承	目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 集会所・公園・運動施設が復旧され、その利用を通じた健康増進・文化継承・町民交流が可能となっていること ● 文化財仮保管場所が確保され、避難指示が継続する地区等における文化財保護が可能となっていること
----	------------------	----	--

取組の現状

(1) 既存集会所

- 既存集会所の被災状況は以下のとおり。

施設名	被災状況等
棚塩集会所	災害危険区域内にあり、津波被害が甚大
北棚塩総合集会所	建物被害は大きくないが、電気水道冷暖房等の設備について、被害調査が必要。
家老集会所	帰還困難区域内の施設のため、調査を実施していない
その他の集会所	今後、被害等の調査方法の検討を実施する

(2) 既存公園

- 現在、中央公園は資材置き場に使用しているが、平成 29 年 3 月には使用可能。また、丈六公園は既に使用可能。

(3) 既存運動施設

- 既存運動施設のうち、浪江町地域スポーツセンターについては、平成 22 年度（平成 23 年 3 月）完成予定であったが、震災により工事をストップしていた。
- 当施設については、平成 27 年度内に残工事及び外構工事が完了し、平成 28 年度に施設内備品を購入し、完成予定。

現状の評価

- 集会施設については、被害調査等が進んでおらず、復旧の見通しが立っていない。集会施設は、避難指示解除後に帰町する町民はもとより、一時滞在する町民にとっても、地域コミュニティの核となり、また災害時の拠点（避難所等）にもなる施設であることから、復旧に向けた具体的な取り組みを進める必要がある。
- 既存公園については、帰還目標の時点で利用可能となる見込みであり、既存運動施設についても地域スポーツセンターが利用可能となる見通しが立っている状況にある。

今後の取組方向

- 【町】 集会所の復旧に向け、被害調査、所有者との協議など、具体的な取り組みを計画し、これを実行に移すこと。
- 【国・県】 上記の町の取り組みに対し最大限協力し、財政支援を行うこと。

(2-5) 双葉郡北部の復興拠点の整備

項目	①双葉郡北部の復興拠点整備	目標	● 双葉郡北部の産業拠点として、再生可能エネルギーをはじめとするエネルギー産業や施設型農業のほか、若い世代が将来期待の持てる産業の創出が進められていること
----	---------------	----	---

取組の現状

(1) 産業創出

- 産業・雇用の創出に向けて、下記の取り組みを行いながら、企業誘致を図っている。

取組内容	備考
南（大平山）・北（北幾世橋）産業団地の「整備基本計画案」を作成中	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28 年 3 月までに策定 ● 計画に沿って用地買収及び造成を実施する予定
企業進出意向アンケートの実施（約 3,200 社）	<ul style="list-style-type: none"> ● 下記「浪江町が目指す産業集積」の関連会社に対しアンケートを実施する ● アンケート結果に基づき企業誘致戦略を策定する
既存企業の資産活用検討・協議	● 既存企業に町内所有資産の活用を打診し、意向確認結果を受けて用地取得を推進する
進出意向のある企業との調整	● 浪江町へ進出意向のある企業（既存企業の事業拡大含む）が 8 社あり、協議・調整を実施中

- 浪江町が目指す産業集積は以下のとおり。

項目	浪江町が目指す産業集積
エネルギー関連産業の集積	<ul style="list-style-type: none"> ● 蓄電池関連産業 ● 水素エネルギー関連産業
資源リサイクルセンターの誘致（『②廃炉拠点の整備』に再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物リサイクル産業 ● 復旧・復興資材の供給
農林水産分野における新産業創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 花卉栽培をメインとした新農業の推進 ● スマート農林水産業の推進 ● 新しい農業の研究・実証 ● 水産研究拠点の構築 ● C L T（直交集成材）関連産業

現状の評価

- 国が主導している、「イノベーション・コースト構想」の中に、浪江町の産業集積につながる事業として期待している、C L T工場やロボット研究（農業、防災等）を位置付けていくためには、国等の様々な機関に具体的な提案を町側から行っていく必要がある。
- 浪江町は帰還困難区域が町土の約 8 割を占め、そのほとんどが森林であるという現状を踏まえ、その環境回復を最大の目標としながら、森林を活用した新しい産業を創り出していくという構想が必要。
- たとえば、森林の伐採を行いつつ、50年程度の期間をかけて植林し、伐採した木材は、セシウムを排出しないバイオマス発電に活用しつつ、土地の除染を進めていくという技術開発を行う拠点となる可能性がある。

- また、森林や大柿ダムの底質等の放射線量を、食品基準と同様の100ベクレル/キログラムまで低減させ、資材としてリサイクルし活用することが事業化できれば、浪江の状況を活用した産業とすることができる。

今後の取組方向

- 【町】 現在目指している産業集積について、その実現に向けより積極的に関係機関に働きかけていくこと。
- 【町】 環境回復を新たな産業創出につなげるビジョンを策定し復興計画等へ位置づけること。
- 【国・県・町】 環境回復を通じた新たな産業創出について、町民との対話の中で必要性が高いと合意できる事業については、国・県・町と協力しつつ、実現に向けた財源等の調整を実施し、新しい産業として確立すること。

(2-5) 双葉郡北部の復興拠点の整備

項目	②廃炉拠点の整備	目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 低線量地域に廃炉に向けた研究・作業拠点の設置が進められていること ● 作業員の滞在場所について、工事業者による整備やホテル等の再開が進められていること 				
取組の現状							
<p>(1) 廃炉研究拠点・作業員拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境回復に向けた産業の創出の観点から、研究動向を把握し、実現性が高いものについて国や県に財源確保を要望しつつ、検討を進めるほか、イノベーション・コースト構想の一環として、下記産業創出についても具体化を図っていく。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">項目</td> <td style="text-align: center;">浪江町が目指す産業集積</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資源リサイクルセンターの誘致</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物リサイクル産業 ● 復旧・復興資材の供給 </td> </tr> </table> <p>(2) 作業員宿泊施設（ホテル再開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 作業員宿泊施設の確保に向け、1事業者（ビジネスホテル：客室32部屋）から事業者による施設改修後、施設貸与意向を確認している。 ● また、別の1事業者がビジネスホテルの再建を検討中。他にも、1事業者（旅館）が再開を検討中。 				項目	浪江町が目指す産業集積	資源リサイクルセンターの誘致	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物リサイクル産業 ● 復旧・復興資材の供給
項目	浪江町が目指す産業集積						
資源リサイクルセンターの誘致	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物リサイクル産業 ● 復旧・復興資材の供給 						
現状の評価							
<ul style="list-style-type: none"> ● 作業員宿泊施設については、事業再開の動きも見られることから、今後適切にこれを支援することで確保に向かうことが期待される。 							
今後の取組方向							
<ul style="list-style-type: none"> ● 【国・県・町】作業員宿泊施設の事業再開・新規開業に向け、情報提供やマッチングなど必要な支援策を検討し、実施していくこと。 							

(2-6) 津波被災地の復興

項目	①共同墓地の整備	目標	● 津波により墓地が被災した地区のため、共同墓地が整備されていること
取組の現状			
<p>(1) 浪江町営大平山霊園</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請戸地域（請戸・中浜・両竹）の共同墓地を整備し、平成 27 年 4 月より提供を開始済。 ● 現在の状況 			
提供状況 (平成 28 年 2 月 5 日現在)		<ul style="list-style-type: none"> ● 提供数 400 件（意向調査結果に基づく） ● 申込み数 380 件 ● 完成数 244 件 ● 併設する公衆トイレは平成 27 年 11 月末に完成 ● 併設するコミュニティ広場は平成 28 年 3 月末に完成予定 	
現状の評価			
● 共同墓地の整備については、計画通り進捗している。			
今後の取組方向			
● 【町】現在の取り組みを継続すること。			

(2-6) 津波被災地の復興

項目	②防災集団移転促進	目標	● 津波被災地の防災集団移転事業により、宅地造成、災害公営住宅の整備が行われていること										
取組の現状													
● 津波被害を受けた地域（北幾世橋、棚塩、請戸、中浜、両竹）住民の住環境整備に向け、住民意向調査結果等に基づいて2地区において防災集団移転事業を実施中。													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">地区名</th> <th style="width: 45%;">整備数</th> <th style="width: 30%;">供用開始時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幾世橋（来福寺） 地区</td> <td>分譲：7区画 災害公営住宅： 平屋12戸、2階建4戸</td> <td>平成29年4月より段階的に提供予定</td> </tr> <tr> <td>請戸（大平山） 地区</td> <td>分譲：16区画 災害公営住宅： 平屋21戸、2階建5戸</td> <td>平成31年4月</td> </tr> </tbody> </table>				地区名	整備数	供用開始時期	幾世橋（来福寺） 地区	分譲：7区画 災害公営住宅： 平屋12戸、2階建4戸	平成29年4月より段階的に提供予定	請戸（大平山） 地区	分譲：16区画 災害公営住宅： 平屋21戸、2階建5戸	平成31年4月	
地区名	整備数	供用開始時期											
幾世橋（来福寺） 地区	分譲：7区画 災害公営住宅： 平屋12戸、2階建4戸	平成29年4月より段階的に提供予定											
請戸（大平山） 地区	分譲：16区画 災害公営住宅： 平屋21戸、2階建5戸	平成31年4月											
● 現在の進捗状況は下記のとおり（平成27年11月6日時点）													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">時点</th> <th style="width: 75%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年3月</td> <td>国土交通大臣による事業認可</td> </tr> <tr> <td>平成27年6月</td> <td>事業計画書の軽微な修正</td> </tr> <tr> <td>平成27年8月</td> <td>幾世橋地区基本設計及び実施設計業務発注</td> </tr> <tr> <td>平成27年10月</td> <td>請戸地区実施設計等業務発注</td> </tr> </tbody> </table>				時点	内容	平成25年3月	国土交通大臣による事業認可	平成27年6月	事業計画書の軽微な修正	平成27年8月	幾世橋地区基本設計及び実施設計業務発注	平成27年10月	請戸地区実施設計等業務発注
時点	内容												
平成25年3月	国土交通大臣による事業認可												
平成27年6月	事業計画書の軽微な修正												
平成27年8月	幾世橋地区基本設計及び実施設計業務発注												
平成27年10月	請戸地区実施設計等業務発注												
現状の評価													
● 防災集団移転事業について、計画的に進められている。しかしながら、供用開始が帰還目標年次以降となる予定であり、課題となっている。													
今後の取組方向													
<ul style="list-style-type: none"> ● 【町】 供用開始までの期間が長いことから、この間、きめ細やかに被災者のニーズを把握しつつ事業計画の見直し等に反映すること。 ● 【国・県】 供用開始までの期間、現在、応急仮設住宅・借り上げ住宅等に居住する入居予定者の住宅確保について検討すること。 													

(2-6) 津波被災地の復興

項目	③津波被災地の土地利用	目標	● 計画に基づく土地利用が進められていること									
取組の現状												
<p>(1) 海岸防潮堤、河川堤防整備</p> <p>● 海岸防潮堤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 浪江町にある3海岸(総延長2,462メートル)の災害復旧工事を平成27年1月から開始。工事完了は平成29年度を予定。 復旧工事により「海岸堤防」と「沖合施設」を整備。 <p style="padding-left: 40px;">※海岸堤防：既設の堤防から30メートル陸側に新たな堤防を整備。高さは既設堤防から1メートル高く整備する。</p> <p style="padding-left: 40px;">※沖合施設：被災前の形状を復旧。</p> <p style="text-align: center;">復旧内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">【棚塩地区海岸】</th> <th style="width: 33%;">【請戸中浜地区海岸】</th> <th style="width: 33%;">【浪江中浜地区海岸】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工事：H27～H29</td> <td style="text-align: center;">工事：H27～H29</td> <td style="text-align: center;">工事：H27～H29</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 復旧延長 L=1,041.7m ● 堤防 L=1,041.7m ● 離岸堤 7基 2,200個(12tブロック) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 復旧延長 L=931.8m ● 堤防 L=931.8m ● 人口リーフ 2基 2,500個(4tブロック) ● 離岸堤 1基 1,270個(16tブロック) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 復旧延長 L=488.5m ● 堤防 L=488.5m ● 消波工 7基 1,300個(4tブロック再設置) </td> </tr> </tbody> </table> <p>● 河川堤防整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 請戸川については、全体を3工区に分けて平成27年度～平成30年度にかけて工事を実施中(計4,520メートル)。 高瀬川については、工区を分けず平成28年度～平成30年度にかけて工事を実施する予定(計2,160メートル)。 <p>(2) 防災林</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸防災林は国の技術指針や県のガイドライン、町の復興計画をふまえ、災害防止機能・被害軽減機能をもった「多機能海岸防災林」として整備を行う。 林帯幅は概ね200メートルを確保し、延長3.4キロメートル、全体計画面積70ヘクタールにおいてクロマツ・アカマツを中心に植栽する。 事業期間は平成26年度～平成32年度の7年間を予定。 <p>(3) 排水機場復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災前に沿岸部の冠水しやすい農地の排水対策として排水機場(棚塩排水機場)を設置したが、津 				【棚塩地区海岸】	【請戸中浜地区海岸】	【浪江中浜地区海岸】	工事：H27～H29	工事：H27～H29	工事：H27～H29	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧延長 L=1,041.7m ● 堤防 L=1,041.7m ● 離岸堤 7基 2,200個(12tブロック) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧延長 L=931.8m ● 堤防 L=931.8m ● 人口リーフ 2基 2,500個(4tブロック) ● 離岸堤 1基 1,270個(16tブロック) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧延長 L=488.5m ● 堤防 L=488.5m ● 消波工 7基 1,300個(4tブロック再設置)
【棚塩地区海岸】	【請戸中浜地区海岸】	【浪江中浜地区海岸】										
工事：H27～H29	工事：H27～H29	工事：H27～H29										
<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧延長 L=1,041.7m ● 堤防 L=1,041.7m ● 離岸堤 7基 2,200個(12tブロック) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧延長 L=931.8m ● 堤防 L=931.8m ● 人口リーフ 2基 2,500個(4tブロック) ● 離岸堤 1基 1,270個(16tブロック) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧延長 L=488.5m ● 堤防 L=488.5m ● 消波工 7基 1,300個(4tブロック再設置) 										

波により被災。平成 27 年度から調査を実施しており、調査結果をふまえ復旧工事を実施する。

(4) 再生可能エネルギー施設用地

- 原子力発電に頼らない再生可能エネルギーの環境を整備し、町内全域での再生エネルギー社会の構築を目指す。
- 津波被災地域における太陽光発電の整備は、事業性の観点から計画を断念。
- 現在は、県の計画に基づき、沿岸部において風況調査を実施中。事業性がある場合には、整備を進めることとなる。

(5) スポーツ・健康増進エリア

- 健康増進施設については、具体的な整備計画は未定。

現状の評価

- 津波被災地の土地利用については、防潮堤や防災林などについては、おおむね計画どおりに事業等が進捗している。
- 再生可能エネルギー用地については、大規模太陽光発電事業の断念から、計画の大幅な見直しが必要であり、また、スポーツ健康施設エリアについても、具体的な計画を策定する必要がある。

今後の取組方向

- 【国・県・町】防潮堤や海岸防災林事業については、現行計画に従い、着実にこれを推進すること。
- 【町】再生可能エネルギー導入事業やスポーツ健康施設整備事業については、事業計画の見直しに着手すること。

(3) 生活環境整備

(3-1) 住宅の確保

項 目	① 自宅や民間賃貸住宅による住宅の確保	目 標	● 自宅の補修、民間賃貸住宅・空き屋の活用により、希望する町民が住宅を確保できる体制が整っていること
--------	---------------------	--------	--

取組の現状

(1) 住環境の現状

- 津波被害を受けた町民は、従前に居住していた地域が、災害危険区域に指定されているため、現時点では住居を再建設することができない。また、原子力災害によって避難中の町民の住宅は、事故後5年が経過し、荒廃度合いが大きく、再建が困難。さらに、帰還困難区域の町民は自宅に戻れる目途がたっていない。

(2) 自宅改修支援

- 平成27年度住民意向調査の分析結果をふまえ、家屋の修繕・建替えに関する業者紹介体制の構築に向けた検討を行い、平成29年度から支援を開始する予定。

(3) 空き家・賃貸住宅活用

- 空き家の活用については、空き家・空き地の賃貸・売買等の支援体制の構築に向けた検討を行い、上記と同様に平成29年度から支援を開始する予定。
- 震災前からある町営住宅の復旧を検討中。

町営住宅名	戸数（入居戸数）	備考
幾世橋	5戸（入居者5戸）	既設
酒田	80戸（入居者61戸）	既設
北上ノ原	12戸（入居者12戸）	既設
中上ノ原	146戸（入居者143戸）	既設
南上ノ原	40戸（入居者19戸）	既設
御殿南	10戸	供用開始前

現状の評価

- 現在、町が検討している支援体制については、有効なものと考えられるが、出来るだけ帰還開始前に、体制を整備する必要がある。
- 個人住宅の修繕・建替えに関しては、原子力損害賠償を中心とした対応が図られているが、自宅のリフォームを促進するための政策的な支援が必要である。住宅を個人資産という側面だけでなく、町を構成する公共財としてとらえ、追加的支援措置について検討する必要がある。

今後の取組方向

- 【町】 自宅改修、空き家・賃貸住宅活用のための支援体制は、帰還目標である平成 29 年度を待たず、できるだけ速やかに設置・運用を開始すること。
- 【国・県・町】 住宅も町を構成する公共財であるという観点から、個人住宅の修繕・建て替えへの支援策について検討すること。

(3-1) 住宅の確保

項目	②自力での住宅確保	目標	● 津波被災地域、避難指示が解除されない地区の町民が、町内の帰還可能な地域に新たに住宅を求める場合に、これを支援する体制が整っていること
----	-----------	----	--

取組の現状												
<p>(1) 住環境の現状（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 津波被害を受けた町民は、従前に居住していた地域が、災害危険区域に指定されているため、現時点では住居を再建設することができない。また、原子力災害によって避難中の町民の住宅は、事故後5年が経過し、荒廃度合いが大きく、再建が困難。さらに、帰還困難区域の町民は自宅に戻れる目途がたっていない。 <p>(2) 宅地整備・空き地活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな場所に自宅を希望する町民等に向け、町内3分譲地で31区画が確保されている。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区名</th> <th style="text-align: center;">区画数（残区画）</th> <th style="text-align: center;">区画地積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酒田分譲地</td> <td style="text-align: center;">47区画（残18）</td> <td style="text-align: center;">258.31㎡～372.89㎡</td> </tr> <tr> <td>御殿南分譲地</td> <td style="text-align: center;">44区画（残11）</td> <td style="text-align: center;">218.78㎡～406.99㎡</td> </tr> <tr> <td>上川原分譲地</td> <td style="text-align: center;">6区画（残2）</td> <td style="text-align: center;">299.16㎡～319.18㎡</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成26年度に実施した住民意向調査によると、元の自宅の避難指示が継続するか否かに拘わらず、45名が「町内で新たな住宅を確保する意向がある」と回答した。 	地区名	区画数（残区画）	区画地積	酒田分譲地	47区画（残18）	258.31㎡～372.89㎡	御殿南分譲地	44区画（残11）	218.78㎡～406.99㎡	上川原分譲地	6区画（残2）	299.16㎡～319.18㎡
地区名	区画数（残区画）	区画地積										
酒田分譲地	47区画（残18）	258.31㎡～372.89㎡										
御殿南分譲地	44区画（残11）	218.78㎡～406.99㎡										
上川原分譲地	6区画（残2）	299.16㎡～319.18㎡										

現状の評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな場所に自宅再建を希望する町民に向けた宅地は、整備済み分譲地の残区画を提供可能な状態であるが、その残数は希望数と比べて充足しているとはいえない。 ● 災害公営住宅については、津波被災者、原発被災者ともに、意向調査結果等に基づいて、計画的な整備が進められている。しかしながら、供用開始が帰還目標以降となる予定であり、課題となっている。 ● 津波被災者以外の町民が新たな土地に自宅再建を希望する場合の、宅地整備への補助制度がなく、公的な宅地整備が推進しにくい状況にあることが課題となっている。

今後の取組方向
<ul style="list-style-type: none"> ● 【町】引き続き、町民のニーズ等を把握しつつ、民間と連携して宅地整備・確保について検討すること。 ● 【国・県】災害公営住宅・分譲地の供用開始までの期間、現在、応急仮設住宅・借上住宅等に居住する入居予定者の住宅確保について検討すること。 ● 【国】避難指示継続地区の町民が町内の帰還可能な地区へ住宅を求める場合のため町が宅地整備を行う場合の補助について、実現に向けた検討を行うこと。

(3-1) 住宅の確保

項目	③復興（災害）公営住宅等の整備による住宅の確保	目標	● 自ら住宅を確保できない町民のため、復興（災害）公営住宅等が整備されていること
----	-------------------------	----	--

取組の現状

(1) 住環境の現状（再掲）

- 津波被害を受けた町民は、従前に居住していた地域が、災害危険区域に指定されているため、現時点では住居を再建設することができない。また、原子力災害によって避難中の町民の住宅は、事故後5年が経過し、荒廃度合いが大きく、再建が困難。さらに、帰還困難区域の町民は自宅に戻れる目途がたっていない。

(2) 災害公営住宅

- 避難を余儀なくされ、浪江町に帰還する町民向けに災害公営住宅を整備（津波被災者向け防災集団移転事業の移転先宅地と一体で整備）。

地区名	整備予定戸数	供用開始時期
幾世橋地区 (来福寺)	災害公営住宅：93戸 内訳：津波被災16戸、原発被災77戸	平成29年4月より順次
請戸地区 (大平山)	災害公営住宅：26戸 内訳：津波被災26戸	平成31年4月

(3) 福島再生賃貸住宅

- 幾世橋地区にある雇用促進住宅（2棟80戸）について、賃貸住宅として帰還する町民や事業者に提供するため、町が建物と土地を取得し、エレベーターを設置するなど大規模改修する。
- 帰還時点で供用開始できるよう、平成28年度中に改修工事を行うこととしている。

現状の評価

- 災害公営住宅については、津波被災者、原発被災者ともに、意向調査結果等に基づいて、計画的な整備が進められている。しかしながら、供用開始が帰還目標以降となる予定であり、課題となっている。
- 福島再生賃貸住宅については、計画どおり建物及び土地の取得が進められており、工事が着実に進展すれば平成29年3月の供用開始が見込める。

今後の取組方向

- 【町】 災害公営住宅について、工程を工夫するなど整備を加速させるとともに、きめ細やかに町民のニーズを把握しつつ必要戸数を確保すること。
- 【国・県】 災害公営住宅供用開始までの期間、現在、応急仮設住宅・借り上げ住宅等に居住する入居予定者の住宅確保について検討すること。

(3-2) 生活環境の確保

項目	①教育施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> ●放射線量低下など安心できる環境が整ったことを確認し、町内の小中学校再開を検討する体制が整っていること ●町内の小中学校再開が避難指示解除後となった場合でも、帰町した子供の通学手段が確保されていること
----	-------	----	---

取組の現状

(1) 学校再開に向けた検討体制

- 除染の実施状況は以下のとおり。

学校名	除染実施状況	計測値(H27.11)
請戸小学校	除染実施予定なし	-
幾世橋小学校	除染実施済み(平成27年6月完了)	0.13 マイクロシーベルト
浪江小学校	除染実施中(平成27年度終了予定)	0.38 マイクロシーベルト
大堀小学校	除染実施中(平成27年度終了予定)	1.67 マイクロシーベルト
苅野小学校	除染実施中(平成27年度終了予定)	0.41 マイクロシーベルト
津島小学校	未実施(帰還困難区域)	2.07 マイクロシーベルト
浪江東中学校	除染実施済み(平成27年6月完了)	0.15 マイクロシーベルト
浪江中学校	除染実施中(平成27年度終了予定)	3.14 マイクロシーベルト
津島中学校	モデル除染実施済み(平成23年12月完了)	1.04 マイクロシーベルト

- 平成29年4月避難指示解除に向けた教育施設再開の予定は以下のとおり。

教育施設	整備予定等
小・中学校	避難指示解除準備区域内にある浪江東中学校を改修し、小・中併設型の学校整備を行う。
幼稚園	浪江東中学校敷地内に幼・保連携の保育施設を建設する。
給食調理場	浪江東中学校敷地内に給食調理場を建設する。
高等学校	<p>双葉郡内では、浪江高等学校を含む各高等学校の再開見通しは立っておらず、各町村の帰町の判断に併せて検討が行われる予定。</p> <p>浪江高等学校については、震災前に耐震補強はしておらず、震災後の被害状況調査・耐震診断も実施していない。ただし、除染は平成26年7月に実施済。</p>

現状の評価

- 避難指示解除後、小・中学校、保育施設を浪江東中学校へ集約し再開する計画については妥当と判断される。その準備は、計画どおり進捗している。

- 避難指示解除後の町外における学校のあり方及び通学支援等について、検討が必要と考えられる。

今後の取組方向

- 【町】 浪江東中学校における学校教育等再開について、計画どおり進めていくこと。
- 【国・県・町】 町内での学校再開に当たっては、放射能への不安のない環境を整備し、また特色ある教育カリキュラムを取り入れるなど、子供たちが楽しく、安心して学べる環境づくりに努めること。また、浪江町外における浪江町立学校のあり方等に関する検討について、これを積極的に支援すること。

(3-2) 生活環境の確保

項目	②医療施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内における一次医療が確保されていること ● 救急医療体制が整備され、二次医療・三次医療が受けられる体制となっていること
----	-------	----	---

取組の現状

(1) 応急仮設診療所、町営診療所

- 帰還後の医療施設として、浪江診療所（旧浪江町民第2体育館跡地）を公設公営で運営するため、調整を進めている。施設概要は下記のとおり。

項目	概要
設置規模	500平方メートル
構造	鉄骨造平屋建て
施設内容	診療室(3)、CT・X線室、操作室、検査室、処置室、事務室、受付・薬局、所長室、医師控室、発熱外来室、倉庫等
診察(予定)	月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始除く) 9:00~12:00(午前)、14:00~16:00(午後)
人員配置(予定)	常勤医1名、看護師3名、事務等2名

- 現在浪江町役場本庁舎内にある「浪江町応急仮設診療所」は、「浪江診療所」の開業に併せて廃止する。

(2) 民間医療施設

- 意向確認の結果、1つの医療機関から支援があれば再開したいとの返答が得られている。

(3) 救急医療体制

- 現在と同様、福島県立医科大学付属病院で対応し、各機関に搬送する。また、浪江消防署の救急隊員が町内において24時間体制で常勤しており、一刻を争うケガ人や急病人等への搬送対応を行っており、平成29年4月以降も同様な体制で搬送を行う。

現状の評価

- 医療分野に関しては、帰還目標に向けた体制整備ができているものと判断される。ただし、新設する診療所への医師等の確保が課題である。
- 町内の医療機関においては、除染・廃炉関連の作業員等への対応(放射線管理等)も想定することが望ましい。

今後の取組方向

- 【国・県・町】現在の計画に従った医療機関の整備を進めると同時に、広域的な医療ネットワークの中で町民のニーズに応える最高水準の医療を提供するという観点から、以下のような点などについて引き続き検討を進める必要がある。
 - ・ 国、県、周辺自治体との広域的な協力関係を密接にし、国立、県立病院等からの定期的な医師

派遣スキーム

- 地域の実情に合わせ、気軽な相談・往診依頼などに応じることのできる、きめ細やかな地域医療体制
- 二次医療体制の整備を進め、一次医療で対応できない症状への即時対応ができる体制
- 国、県による福島県における医療のグランドデザインの作成と、広域的な医療ネットワークの中で浪江町の医療体制
- 廃炉・除染作業員等の放射線管理も含めた総合的な健康管理体制

(3-2) 生活環境の確保

項 目	③福祉・高齢者・子育て支援施設	目 標	●福祉施設、高齢者・子育て支援の既存施設の再開や、一体型センター等の拠点整備により、福祉、高齢者・子育て支援の機能を確保していること
--------	-----------------	--------	--

取組の現状

(1) 高齢者福祉施設

●デイサービスと訪問介護について、事業の再開に向けた調整を進めている。それぞれの状況は以下のとおり。

● デイサービス

項目	内容
事業者	町内1事業者より帰還の内諾あり
町の支援	・経営支援のため、町のサポートセンターとして運営することを検討中 ・人材支援として、町職員の派遣や他県の大手事業者の支援を検討中
施設の場所	災害公営住宅予定地至近にある事業者の施設を賃借する予定

● 訪問介護

項目	内容
事業者	社会福祉協議会により二本松で事業を継続していたが、人員確保が困難となり、平成27年度を目途に事業を休止。今後、町内での事業再開に向けた人員の確保を進める。
施設の場所	社会福祉協議会の事務所があったふれあいセンターが第一候補であるが、施設復旧までの間、他の空き施設を活用予定。

(2) 子育て支援（保育）施設（再掲）

●平成29年4月避難指示解除に向けて、浪江東中学校敷地内に幼・保連携の保育施設を建設する。

現状の評価

- 避難指示解除当初は、高齢の方が帰還する意向が高いことを考慮すれば、町内に高齢者サポート拠点を整備し、介護予防事業や高齢者見守りサービスなどを展開していくことが必要である。
- デイサービスについては検討が進められ、事業者と町の協力体制の下、サービス再開に向けた見通しが立ちつつある。
- 訪問介護事業については、検討が進められているものの、必要な人員の確保が課題となっている。
- 民間事業者の再開支援とともに、高齢者の生きがいを担う社会福祉協議会の役割が重要である。

今後の取組方向

- 【町】引き続き、帰還目標時点におけるサービス再開に向けて検討を進めること。
- 【町】民間事業者が本来の介護保険サービスを提供できる体制が整うまで、デイサービスなど必要

なサービスについては、町が運営をサポートすること。

- 【町】社会福祉協議会の人材の確保など積極的に運営に関与していくこと。
- 【国・県】上記の町の取り組みに対し、最大限協力し、必要な支援措置を講じること。

(3-2) 生活環境の確保

項目	④買い物	目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設商店街の整備、既存店舗の再開などにより、生活必需品を町内で購入できる環境が整備されていること
取組の現状			
<p>(1) 商業施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在、浪江町内で再開している日用品の小売店は、コンビニエンスストア 1 軒のみ。 ● 帰還にあわせた仮設商業施設整備に向け、平成 28 年 1 月に浪江町商工会へ計画を報告、現在入居事業者を募集中。3 月中に事業者を決定し、協議開始予定。 ● 移動販売での希望事業者に対し、帰還時の事業開始に向けて協議中。 			
現状の評価			
<ul style="list-style-type: none"> ● 帰還目標に向け、各種事前協議などがおこなわれているものの、採算性に対する事業者の懸念は大きく、町内の買い物環境が十分に整う見通しは立っていない。買い物環境は「公益施設」とみなし、より一層の支援が必要と考えられる。 ● <u>帰還する町民、除染等作業員に提供するため、食堂や喫茶店等を整備し、食事を提供するとともに、町民や、浪江町に関係する人々の交流の場とすることが、人々の新しい絆を組成することとなる。仮設店舗と一体で整備すべき。</u> 			
今後の取組方向			
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>【町】 今後、準備宿泊等のプロセスが始まるまでに、最低限必要な買い物の場を公設で設置すること。</u> ● <u>【町】 買い物施設の再開をより一層促進するため、町内で営業再開・新規開店する事業者に対し、ランニングコスト補助等の積極的な支援策を国に求めること。</u> 			

(3-2) 生活環境の確保

項目	⑤放射線対策	目標	●モニタリングによる放射線管理、食品安全管理、健康管理などの体制が整備され、放射線に対して安心して生活できる環境が作られていること
----	--------	----	---

取組の現状	<p>(1) 放射線モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ●モニタリングポストにより、空間放射線量を計測中（町内 94 箇所）。 ●モニタリングポストがない山間地等では、職員が計測を実施（町内 34 か所）。 ●井戸水・沢水の線量は町内 98 箇所計測を実施。 ●これらの計測値は広報に掲載している。 <p>(2) 食品安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品中の放射性物質を測定する機器を配備し、持ち込まれた食品等の簡易測定を行っている。この結果概要は以下のとおり。（平成 27 年 4～11 月測定分） <ul style="list-style-type: none"> ・「野菜」「果実」「魚」については、一部に食品の基準値（1 キログラム当たり 100 ベクレル）を超えるものがあった。その主な品目は、紫蘇、柚子、ヤマメであった。 ・「山菜・きのこ」については、他分類よりも基準値を超えるものの割合が高かった。 ・「米」「水」については、基準値を超えたものはなかった。 ・「その他」について、基準値を超えるものがあったが、これは「土」が持ち込まれたものであり、土に対する基準値（1 キログラム当たり 8 千ベクレル）を超えるものではなかった。 ●測定の結果は、これまでも「野菜」「果実」「魚」「山菜・きのこ」「米」「その他」「水」に区分されて、町の広報誌などで公表している。 <p>(3) 放射線健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個人被ばく線量の把握・管理については、以下を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・内部被ばく線量：ホールボディカウンターによる検査を二本松市内で実施。 ・外部被ばく線量：個人線量計を配付。現在のガラスバッジから、積算線量の随時確認や 1 時間単位の線量把握ができる電子式積算線量計へ切り替えを検討中。 ・空間線量：携帯型放射線測定器を各世帯に配付（平成 24 年度）済み。毎年 1 回校正している。 ●放射線リスクコミュニケーションとして、弘前大学浪江町復興支援室と連携し、双方向の対話形式で相互理解を深める取組みを実施予定。
現状の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●放射線モニタリング、食品安全管理、放射線健康管理に関する現行の取組みについて、一定の評価はできる。しかしながら、町民の安全・安心を確保するためには、これらが医療・相談体制と密接に連携することが不可欠であることから、相互の関係性を明確にし、今後の総合的な展開に向けた

ロードマップを検討することが必要である。

- 廃炉・汚染水対策が今後数十年のスパンで実施することを考えると、元々住んでいた方だけではなく、廃炉・汚染水対策に従事する方も新たに浪江町に居住することになる。こうした方々の作業中の被ばく管理も含めた、一体的な個人線量管理が必要である。

今後の取組方向

- 【国・県・町】放射線モニタリング、食品安全管理、放射線健康管理と医療体制・相談体制などについて、総合的に検討し、今後のあり方に関する計画を策定すること。
- 【町】飲料水の安全・安心対策として、水道水の放射性物質24時間モニタリングを実施するとともに、安全性の理解を得るために、測定結果について丁寧かつ分かりやすい説明を行うこと。
- 【町】不安を抱える町民に寄り添い、きめ細やかに対応するため、放射線相談員制度等を活用した効果的な体制作りに積極的に取り組むこと。

(3-2) 生活環境の確保

項目	⑥防犯・防火活動	目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 見回り活動などにより、防犯・防火対策が行われていること ● 消火栓・防火水槽の整備などにより、消防水利が確保されていること
取組の現状			
<p>(1) 防犯・防火活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パトロールは民間警備会社、見守り隊、緊急雇用事業、消防団によって行っているほか、警察や消防、除染事業者等による防犯連絡協議会でも行っている。今後、バリケードの撤去に伴い町外から自由に入出りが可能となることから、運用の変更や対応人員の増員を検討中。 ● 平成 25 年度より、町の各所で防犯カメラの設置を進めている。 ● 消防団・自主防災組織は震災前に比べわずかながら減少傾向にある。団員は全国に避難しているため、団活動への参加者は固定化する傾向にあることが課題となっている。 <p>(2) 消防設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水道復旧に併せて消火栓の動作確認を行っており、現在約 70%の復旧状況。水が確保できない地区では、平成 26 年度から仮設防火水槽の設置を進めている（現在 16 箇所）。 ● 消防車両は 8 台で運用中（震災前 36 台）。 ● 消防屯所は震災前の 34 箇所中、津波流出が 4 箇所、帰還困難区域内が 12 箇所。現在消防団の将来像を検討しており、その姿にあわせた施設の整備・復旧を行う予定。 			
現状の評価			
<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯・防火体制については、帰還目標までに計画的な対応が進められている。 ● 避難指示解除により、盗難防止のみならず、傷害事件等の防止も必要になることから、町内の防犯対策について追加的措置を検討することが望まれる。 			
今後の取組方向			
<ul style="list-style-type: none"> ● 【町】 防犯対策のうち、特に帰還後の町内における緊急通報など、帰還した町民の身を守る対策について検討すること。 			

(3-2) 生活環境の確保

項目	⑦その他生活関連サービス	目標	● ガソリンスタンド、郵便局、金融機関などの生活関連サービスが、町内で（又は移動手段を伴って近隣市町村で）確保されていること
取組の現状			
<p>(1) ガソリンスタンド</p> <ul style="list-style-type: none">● 7 事業者中 2 事業者が再開済みであり、2 事業者が事業再開を検討中。（ただし、そのうち 1 事業者は船舶用のスタンド） <p>(2) 郵便局</p> <ul style="list-style-type: none">● 浪江郵便局では、現時点で再開の検討は行っていないが、避難指示解除後は、浪江町内全域への配達を実施予定。 <p>(3) 金融機関</p> <ul style="list-style-type: none">● 震災前、8 行（郵貯銀行を含む）が営業を行っていたが、現在は町内のコンビニエンスストア内 ATM が稼働しているのみ。● 町としては町の状況を伝えつつ各行へのヒアリングを継続し、再開を促していく。現状は 2 行が町の帰還と同時期に事業再開の意向を示しており、その他は除染等の進捗により再開可否を検討すること。1 業者より平成 28 年度中の再開に向け準備中との報告あり。 <p>(4) 新聞業者</p> <ul style="list-style-type: none">● 3 事業者中、2 事業者で再開する意向を確認済。 <p>(5) 宅配業者</p> <ul style="list-style-type: none">● 3 事業者中、現在は 2 事業者が集配のみ実施（事業所未再開）。帰還後の事業所再開については状況を見て判断する意向。			
現状の評価			
<ul style="list-style-type: none">● 生活関連サービスについては、一部、サービス再開の見込みがあるものの、全体としては未だ検討途上にあるものと考えられる。今後、町民が帰還しやすい環境を構築するため、さらに協議を重ねるとともに、事業者のニーズ等を把握し、必要な支援等を検討することが必要である。			
今後の取組方向			
<ul style="list-style-type: none">● 【国・県・町】生活関連サービスの再開について、さらに協議を重ね、必要な支援策等を検討すること。			

(3-2) 生活環境の確保

項目	⑧ 中心市街地の再生	目標	● 中心市街地の再生のため、駅前広場の整備計画を検討する体制が整備されていること。
取組の現状	● 中心市街地のまちづくりを検討するため、勉強会を開催している（開催実績：3回）。平成27年度に課題を整理し、28年度に具体的検討を進める予定。		
現状の評価	● 中心市街地のまちづくりについて、町民参加型の計画策定に向けた活動が開始されている。帰還目標までに実現するものではないが、今後、長期的な取組みが期待される。		
今後の取組方向	● 【町】 中心市街地のまちづくりについて、今後引き続き、町民参加型の計画策定に向けて取組むこと。		

(3-3) 雇用の場の確保

項目	①事業所の再開	目標	● 事業所の再開が進展し、希望する町民に対し町内で雇用の場が確保されていること
取組の現状			
<p>(1) 震災前の状況</p> <ul style="list-style-type: none">● 町内で約 1,000 事業者が事業を行っていた。(商工会員数は 599 社(平成 23 年 3 月 1 日現在))。 <p>(2) 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none">● 町内で 20 事業者 (24 事業所) が事業を行っている。(商工会員数は 629 社(平成 27 年 1 月 9 日現在)) <p>(3) 帰還後の事業再開見込み</p> <ul style="list-style-type: none">● 事業者から町に事業再開の相談があったのは 51 事業者で、そのうち 16 事業者は再開準備届を提出済。● 「福島相双復興官民合同チーム」において、被災商工事業者へ訪問して意向調査等を開始している。今後、訪問・相談体制を強化するとともに、初期投資・人材確保・販路開拓・初期需要確保などの支援について具体化して行くことが必要とされている。			
現状の評価			
<ul style="list-style-type: none">● 町内事業者については、一部に事業再開の動きがあるが、その範囲は極めて限定的である。浪江町内での雇用の場を確保するため、事業所の再開や新規事業者の進出に向けて、各種相談・支援等をより強力で推進していくことが必要と考えられる。			
今後の取組方向			
<ul style="list-style-type: none">● 【国・県・町】「官民合同チーム」による関係機関の横断的・一元的な対応により、事業再開・新規参入などを推進するために必要な各種相談・支援を実施していくこと。			

(3-3) 雇用の場の確保

項目	②農林水産業の再開	目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業の再開に向けた試験・検討等により、町内における農業再開の目途が立っていること ● 漁業の再開に向けた試験・検討等により、操業再開の目途が立っていること ● 請戸漁港が復旧されていること ● 消費者不安の払しょくのため、農林水産物の放射性物質検査体制・情報発信体制が整備されていること
----	-----------	----	--

取組の現状	<p>(1) 農業再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業用水（大柿ダム） <ul style="list-style-type: none"> ● 大柿ダム本体やダムから小高区方面への用水路の復旧工事は、平成 28 年度までに完了し、用水の供給再開を平成 29 年春に予定している。 ● 大柿ダムの水を小高区方面に供給する請戸左岸幹線用水路は山腹に沿っているために周辺の落ち葉が水路内に入る構造となっており、落ち葉を介した放射性セシウムの農地への拡散防止策として、水路に蓋をかける対策を実施中。 ● 大柿ダムの底質からは高い濃度の放射性セシウム(1 キログラム当たり約 3 千～約 32 万ベクレル(乾土))が検出されているが、ダムの取水口付近の水質については、大雨による増水時の濁りが発生した場合に、懸濁性の放射性セシウムが 1 リットル当たり数ベクレル検出される以外、1 リットル当たり 2 ベクレル未満となっており、また、作物に吸収されやすい溶存態の放射性セシウムは、平成 27 年度 10 月末時点まで常に 1 リットル当たり 2 ベクレル未満となっている。 ● また、流出水の放射性セシウムは、流入水における濃度が高くてもそのほとんどがダム湖に沈殿しているものと推察される。平成 25 年 9 月の台風 18 号が接近した際、流入水で最大 1 リットル当たり 810 ベクレルの放射性セシウムを観測したが、流出水の放射性セシウムは最大 1 リットル当たり 18 ベクレルにとどまり、溶存態の放射性セシウムは 1 リットル当たり 2 ベクレル未満となった。 ● 米 <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 26 年に酒田地区（居住制限区域）の田で実証栽培を行った結果、収穫米 238 袋全てで食品基準値の 1 キログラム当たり 100 ベクレルを下回ったことが確認された。平成 27 年度にも同地区で実証栽培が行われ、全量の 229 袋で検出限界を下回り、そのうち約 1t が浪江産として東京の店舗、食堂及びインターネット等で販売され、約 1 か月で完売となった。 ● 放射性物質の対策として、「カリ肥料の施肥」や「とも洗い」などの対策があり、福島県営農再開支援事業による定額補助が受けられる。 ● 収穫米の全量全袋検査は川内村の検査場で行っているが、本格的な水稻の作付再開が見込まれる平成 30 年の秋までには、町内で設備を整備し、検査体制を整える。
-------	--

● 野菜

- 平成 27 年 12 月 17 日時点で 5 品目（結球性葉菜類（キャベツ・白菜など）、非結球性葉菜類（ホウレンソウ・小松菜など）、アブラナ科花蕾類（ブロッコリー・カリフラワー等）、カブ、トウガラシ）が制限されている。そのため、制限解除に向けた事前試験を継続的に行っており、平成 28 年度に本試験を実施する予定。
- 上記以外の制限されていない野菜については出荷・流通が可能であるが、検査実績のない野菜については県が実施する緊急時環境放射線モニタリング検査を受ける必要がある。浪江町内では北幾世橋地区（避難指示解除準備区域）において実証栽培を行っており、6 品目（ダイコン・ニンジン・ネギ・ジャガイモ・カボチャ・ナガイモ）について検出限界未満であることが確認済。ダイコンについては、平成 28 年 1 月に南相馬市内のスーパーに出荷が行われた。

● 小麦

- 農業用水に係るインフラ整備に時間を要することへの対応として、水がなくても栽培可能な品目として麦に着目し、酒田地区で平成 26・27 年に実証栽培を実施した。収穫物の放射性物質検査の結果、全て食品基準値を下回った。また収穫量も平均を上回ったことを確認した。

● 飼料作物

- 畜産の再開に向けて、平成 27 年度に高瀬地区でデントコーンの試験栽培を実施した。その結果、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を下回り、収穫量も県酪農・肉牛生産近代化計画の生産目標（5.0 トン）を上回る結果となった。平成 28 年度は新たな品種の栽培試験を行いつつ、営農再開を支援する。

● 新たな農業（花卉）

- 平成 26 年度から幾世橋地区で花卉の実証栽培を実施中。食用でない花卉は風評被害を受けにくく、また、収益性が高い傾向にあるため、営農を再開する上で取り組みやすい特徴がある。現在、トルコギキョウ、ストック、カンパニュラ、ヒマワリ、リンドウの 5 種類の花が東京の大田市場等に出荷されている。
- 平成 27 年度には営農再開を目指す農家を中心に「浪江町花卉研究会」が立ち上がり、花卉を活用した新たな産業化に向けたビジョンの策定に向け取り組んでいる。

● 有害鳥獣対策

- イノシシによる農地被害などが生じていることから、町では有害鳥獣捕獲隊を結成し有害捕獲を実施している。また国・県ともに避難指示区域内の鳥獣被害や生息調査、イノシシ捕獲等を実施している。

(2) 水産業再開

- 現在、福島第一原子力発電所から 20 キロメートル圏内での試験操業を自粛している。
- 請戸漁場のモニタリング調査を平成 26 年 1 月～平成 27 年 3 月まで実施してきたが、シロメバルとババガレイを除いて、25 ベクレル／キログラムを超過する魚種は出現しなかった（シロメバ

ルは12匹中1匹が50ベクレル超、7匹が25ベクレル超。ババガレイは4匹中2匹が25ベクレル超50ベクレル未満)。

- また、水産業の再開に向けて、漁業者や仲買人等が中心となり、以下の議論・取組みが進められている。

事業	内容	備考
市場調査	・事業再開する上で関係者が必要な情報を調査し情報共有する。また今後の取組みに必要な資料とする	地元スーパー、中央卸売市場、消費者など
新しい水産業への取組み	・請戸ブランドである活魚の価値を高める漁法への挑戦 ・青年部が取り組んでいた放流事業の資源量調査	底建網漁法 あわび
商品開発	・女性部を中心に地魚を活用した商品開発への取組み	
放射性物質の影響対策	・検査機器の導入の考え方、機器の選定	放射性物質の影響対策は必要不可欠
衛生管理	・衛生管理のあり方	中央卸市場が衛生管理型の施設となり、地方市場の取組みが求められている
基本設計	・市場の基本設計（請戸市場）	

(3) 請戸漁港の復旧

- 請戸漁港の護岸工事、防波堤工事等は計画通り進んでおり、大半は平成27年度末までに完成し、平成29年度までに復旧が完了する予定。共同利用施設としては、以下の施設を計画している。

震災前施設	震災後（計画）	備考
事務所	衛生管理型市場 (閉鎖型)	管理用事務所
荷捌施設（市場）		
漁具倉庫	漁具倉庫	住宅との距離や自宅の敷地をふまえた漁具倉庫を検討
海水取水施設	海水取水施設	
製氷貯氷施設	貯氷施設	貯氷のみの機能
上架施設	上架施設	

(4) 放射性物質の検査・情報発信体制

- 福島県の緊急時環境放射線モニタリング実施方針に基づく検査を実施しており、基準値未満であれば出荷・流通が可能である。ただし、米については全量全袋検査を実施中。

- 検査結果は、県のホームページで情報を提供中。
- 水産業に関して、請戸漁場での試験操業が自粛される背景をふまえ、「浪江町の新しい水産業デザイン実現化WG検討会」での議論では、「検査体制の拡充を図る必要がある。」との意見が出されており、科学技術の発展を踏まえ、市場建設まで現実的な検査体制を構築するための検討を継続していくこととしている。

現状の評価

- 営農については、各種実証栽培、試験栽培が実施され、再開に向けた環境整備は進みつつあると考えられる。今後は、風評被害を生じさせないよう、安全性の情報発信及び確実な販路の確保などが課題である。
- 新たな農業として花卉栽培について、町内での実証栽培を通じ、市場で評価される品質の花が栽培可能なことが明らかとなり、今後のまちづくりにとっても重要な意味を持つと考えられる。
- 大柿ダムの農業用水については、これまでの調査から、農業に直接影響する流出水の放射性セシウム濃度は現時点で大きな問題はないものの、依然として湖底には高濃度の放射性物質の堆積があり、安心して営農再開できる状況にあるとはいえない。
- 水産業の再開に向け、共同利用施設等の復旧が計画的に進められるとともに、ブランド化、商品開発などソフト面の各種取組も進められている。
- 水産業について、モニタリング調査の結果からは、国の定める基準値（1 キログラム当たり 100 ベクレル）を超過する魚種はなく、請戸漁場における安全性は確保されていると考えられるが、市場からの信認を得るための「安心」の確保に向けた取組みが重要である。

今後の取組方向

- 【国・県・町】 農作物について、確実な販路を確保し、営農再開を後押しするための方策を検討すること。
- 【町】 水稻の本格的な作付再開に向けた町内での検査体制の整備や、野菜の摂取・出荷制限解除に向けた取組みを着実に進めること。
- 【町】 花卉を通じたまちづくりのビジョンを復興計画へ位置づける等、行政機関と町民が一体となった取組みを継続すること。
- 【国】 大柿ダムからの農業用水について、用水路の放射性物質の流入の恐れがある箇所を暗渠化を行うとともに、24時間監視するモニタリングシステムを導入し、常時モニタリングを行うこと。また、飲料水基準値以上の数値が観測された場合には、即座に周知できるシステムの構築と導入を行うこと。
- 【国・県・町】 食品衛生管理の国際基準であるHACCP（※）の内容に準じた荷捌施設の整備を目標とし、その中に非破壊型の全量検査システムを導入するとともに、それらを積極的に発信すること。
- 【町】 新たな販路を開拓するため、復興拠点等の町内の施設において、請戸漁港でとれた魚を販売

する施設や、とれた魚を利用した食事を提供する施設の設置を検討すべき。

(※) Hazard Analysis and Critical Control Point

HACCP とは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。この手法は 国連の国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです（厚生労働省HP）

(3-4) 防災対策

項目	①浪江町地域防災計画の見直し	目標	● 地域防災計画が見直され、防災拠点施設の整備、災害時要配慮者の避難手段確保を含めた避難システムの確立、ハザードマップの整備が行われていること
取組の現状			
<p>(1) 地域防災計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災の教訓や国の法改正、福島県地域防災計画の改定(平成 26 年 2 月)などを踏まえ、平成 29 年 3 月までの計画完成を目標に、以下の視点・方針に基づく改定作業を行っている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 視点 1 : 浪江町における東日本大震災の教訓の反映 <ul style="list-style-type: none"> 方針① : 実効性のある避難システム構築 方針② : 廃炉作業のリスクに応じた防災対策 ■ 視点 2 : 長期避難からの帰還という特殊な状況への対応 <ul style="list-style-type: none"> 方針③ : 段階的な帰還への対応 ■ 視点 3 : 町ぐるみでの防災意識の醸成、防災体制の再構築 <ul style="list-style-type: none"> 方針④ : 各種施策への防災の織り込み </div> <p>(2) 防災拠点（緊急時の物資備蓄倉庫・ヘリポート）整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄倉庫及びヘリポートは既存施設と町有地を想定。 ● 町の災害対策本部は役場本庁舎とするが、役場本庁舎が被災した場合の代替施設は現在検討中。 <p>(3) 避難システムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に配慮が必要な要配慮者の確実な避難体制の確立に向けて、現在、町民ベースで台帳化作業を実施中。台帳化した情報は関係機関で共有しつつ、個別の対応方法に関する計画も検討する。 <p>(4) ハザードマップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存のハザードマップでは地図精度が粗いため、実用に耐えうるよう、住宅地図程度の地図精度を確保したハザードマップの作成を検討中。地図は町民とのワークショップ等で用い、災害時の自助意識の醸成に活用する予定。 			
現状の評価			
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画の見直しをはじめ、必要な防災対策について、検討が進められている。ハザードマップ作成などについても、良い取組み方針で検討中である。 ● 避難指示解除の直後は、帰還するのは一部町民に限られることが想定されることから、その過渡期における対応に十分な配慮が必要である。 			
今後の取組方向			
<ul style="list-style-type: none"> ● 【町】現在の予定に従い、町民の安全と安心を担保できるよう、地域防災計画の見直しを確実に進めること。その際、避難指示解除直後の過渡期の状況について、十分に配慮すること。 			

(3-4) 防災対策

項目	②避難所・避難道の整備	目標	● 避難所・避難道が整備され、災害時に円滑な避難が可能となること
取組の現状	<p>(1) 避難所の整備</p> <ul style="list-style-type: none">● 避難所は既存の公共施設で使用予定のない施設やサンシャイン浪江、地域スポーツセンター等を想定しており、今後の公共施設の復旧状況や町民の帰還状況を考慮しながら避難施設を選定していく。 <p>(2) 避難道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none">● 津波被害を想定した道路の新設を予定するほか、広域避難に備え、国道 114 号をはじめ複数ルートを想定している。国道 114 号については、狭あい箇所の拡幅や複車線化の要望を国・県に行っている。		
現状の評価	<ul style="list-style-type: none">● 避難所・避難道路の整備について、検討が進められている。		
今後の取組方向	<ul style="list-style-type: none">● 【町】現在の予定に従い、避難所・避難道路の整備について検討を進めること。その際、避難指示解除直後の過渡期の状況について、十分に配慮すること。		

(3-4) 防災対策

項目	③原子力災害発生時の対応	目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃炉作業のリスクに応じた防災計画が整備され、町民の安全を確保する体制が整っていること ● 町内の一時立入者、事業従事者を対象とした緊急時の情報伝達体制、避難施設、避難体制が構築されていること
取組の現状			
<p>(1) 廃炉作業のリスクに応じた防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃炉作業のリスクをふまえた防災計画を作成するため、専門家（東京大学情報学環総合防災情報研究センター）の指導・助言を得て、国の原子力災害対策指針に定められた対応を超えた対応をとることを計画している。また、廃炉作業の状況を町独自で確認できる体制を整備し、計画に反映することを検討中である。 <p>(2) 緊急時情報伝達体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時における浪江町への通報について、法律上は東京電力から福島県を経由して通報されるが、運用上は通報連絡協定等に基づいて、東京電力から直接浪江町が通報を受けている。その連絡方法については、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京電力から浪江町に FAX で情報を送信した後、電話による着信確認が行われている。 ・ 災害等により通信が遮断されている場合には、東京電力から衛星携帯電話を持った職員が派遣され、随時情報提供が行われる。 ● 町から町民への情報伝達手段として、防災行政無線のほか、緊急速報エリアメールや町のホームページ、SNS 等へ情報を配信する体制を構築した。今後は、より確実な情報伝達の実現に向けて、目に見える情報伝達方法として、デジタルサイネージ（電子看板）の設置やその他情報伝達ツール等について検討を進める。 <p>(3) 避難施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難施設は町内の公共施設等を指定するほか、町外避難となった場合の広域避難先として二本松市を選定した。 ● 広域避難先については、今後の帰町人口の増加に応じて二本松市のほか、本宮市・郡山市内施設の選定を検討中。 ● 町内の避難施設については、避難行動要支援者などは避難に伴う健康リスクを想定して町内に留まる（屋内退避を行う）ことも想定されることから、今後、必要に応じて屋内退避施設についても検討する。 <p>(4) 避難体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難体制として、広域避難は自家用車での避難を基本とし、自家用車がない方への対応として町所有バスやバス協会等との協力体制の構築を調整している。 			
現状の評価			

- 町としての防災計画、情報伝達体制、避難計画（避難施設・避難体制）などについては、おおむね整備されつつあると考えられる。
- 廃炉作業中の福島第一原子力発電所で、国の原子力災害対策指針に定める事象に至らない事象（例：構内におけるダストモニタの警報発報など）が発生した際に、その内容を専門的な観点から確認・判断する体制は、必ずしも十分に整備されているとはいえない。

今後の取組方向

- 【国・県・町】 通報連絡協定に基づく通報について、これを的確に判断する体制を構築すること。
- 【国・県・町】 実際に情報伝達体制が万全に働くかどうか、今後も検証を重ね実効性を常に確認すること。
- 【国・県・町】 国（内閣府、原子力規制庁等）が中心となり、県、町、原子力事業者と連携しながら、廃炉作業中のダスト飛散等の事態が発生した際、適切に判断・対応できる通報内容の検討や確実な連絡体制の整備をすること。